

# 令和5年度 行政不服審査会の活動状況

## 目次

<b>I 諮問・答申の状況</b> .....	1
1 諮問・答申の概況.....	1
2 新規諮問事件の状況.....	1
（1）審査関係人等の状況.....	1
① 審査庁.....	1
② 審査請求人.....	2
③ 参加人.....	2
④ 処分庁.....	2
（2）諮問月別件数.....	3
（3）審査請求から諮問までの期間.....	3
3 調査審議及び答申の状況.....	4
（1）部会開催回数.....	4
（2）調査審議における各種手続の実施状況.....	4
（3）調査審議期間等.....	4
（4）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）.....	5
（5）答申における付言等.....	6
<b>II 審査会の運営等</b> .....	7
1 総会の開催状況.....	7
2 行政不服審査交流会への参加.....	7
<参考資料1>行政不服審査会委員名簿（令和5年度）.....	8
<参考資料2>審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要.....	9
<参考資料3>答申における付言等の概要.....	19



# I 諮問・答申の状況

## 1 諮問・答申の概況

令和5年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は、98件であり、その内訳は、前年度繰越事件が9件、新規諮問事件が89件であった。これに対し、当審査会が令和5年度中にした答申は、78件であり、そのうち、審査庁の判断を妥当としたものは66件、一部妥当でないとしたものは2件、妥当でないとしたものは10件であった。

また、令和5年度は、諮問の取下げが12件あり、令和5年度末時点で調査審議中の件数（翌年度繰越件数）は、6件であった。

表1 諮問件数、答申件数等（年度別）

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下 件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度繰越件数 (e)
				審査庁の判断を妥当としたもの	審査庁の判断を一部妥当でないとしたもの	審査庁の判断を妥当でないとしたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	2	52	15
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	7	97	8
平成31年度・令和元年度	8	128	136	95	84	2	9	3	98	14
令和2年度	14	123	137	97	77	7	13	14	111	11
令和3年度	11	92	103	82	72	2	8	4	86	5
令和4年度	5	97	102	83	73	2	8	1	84	9
令和5年度	9	89	98	78	66	2	10	12	90	6
累 計	69	696	765	581	494	19	68	43	624	75

（注）平成29年度以降は、調査審議の手續の併合により、複数の諮問に対して1件の答申をした事例があるため、諮問件数の合計（a+b）は、答申件数（c）、取下件数（d）及び翌年度繰越件数（e）の合計と一致しない。

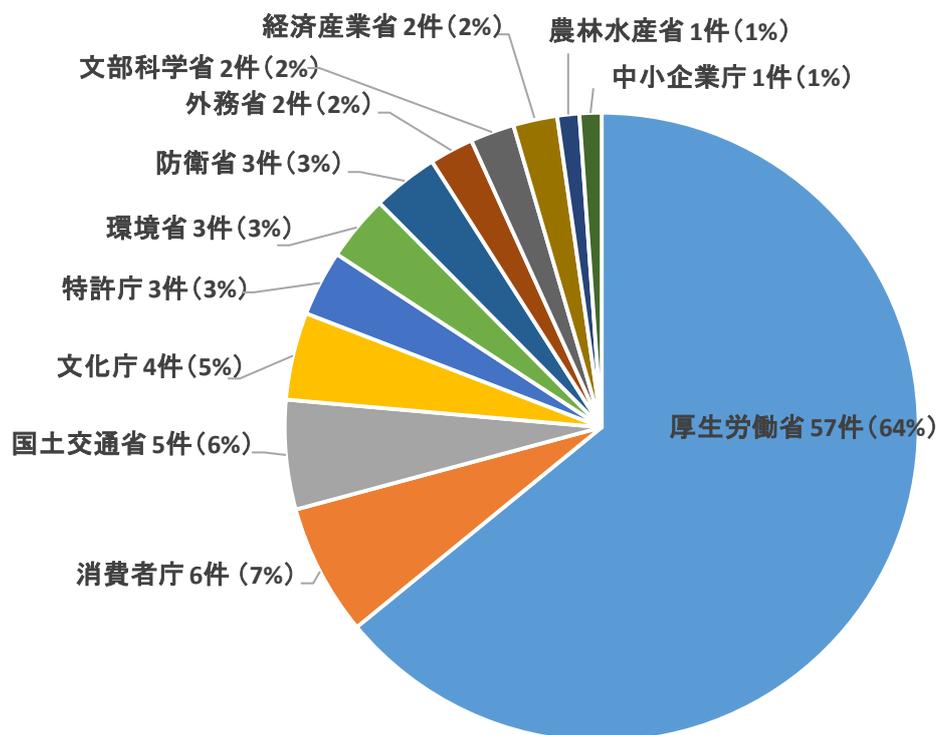
## 2 新規諮問事件の状況

### （1）審査関係人等の状況

#### ① 審査庁

令和5年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別の件数は、図1のとおりであった。最も多かったのは、厚生労働省の57件であり、全体の64%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（令和5年度）



（注）%（パーセンテージ）の値は、四捨五入しているため、合計しても100%にはならない。

## ② 審査請求人

令和5年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別の件数は、審査請求人が処分の名宛人であるものが87件（個人63件、法人24件）、処分の名宛人以外の者であるものが2件（個人2件）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた審査請求事件は、31件（35%）であった。

## ③ 参加人

令和5年度の新規諮問事件について、参加人が参加した審査請求事件は1件であった。

## ④ 処分庁

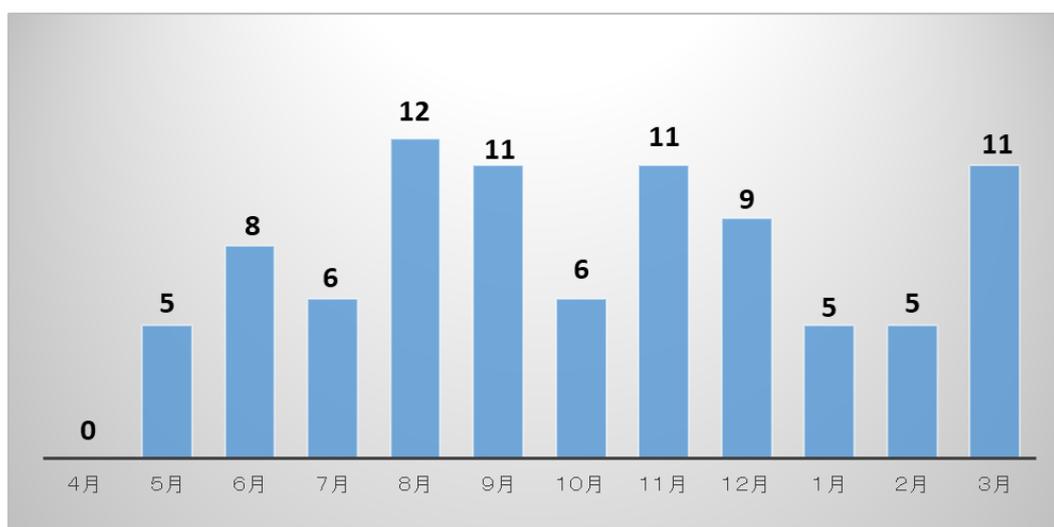
令和5年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別の件数は、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが20件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）であるものが49件、地方公共団体の機関<sup>1</sup>であるものが18件、独立行政法人であるものが2件であった。

<sup>1</sup> 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）。

## (2) 諮問月別件数

令和5年度の新規諮問事件について、諮問の月別件数の分布は、図2のとおりであった。

図2 新規諮問事件の諮問月別件数分布（令和5年度）

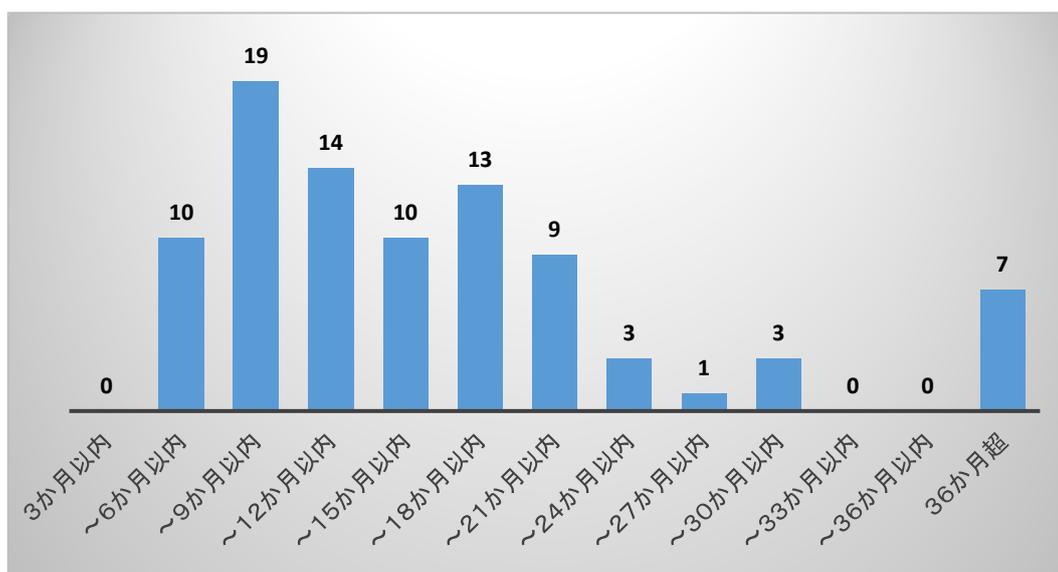


## (3) 審査請求から諮問までの期間

令和5年度の新規諮問事件について、審査請求日<sup>2</sup>から当審査会への諮問日までの所要月数の分布は、図3のとおりであった。

なお、諮問までに長期間を要した事件については、答申において、その改善を求める準付言をしている（3の（5）参照）。

図3 審査請求から諮問までの所要月数の分布（令和5年度）



<sup>2</sup> 審査庁から提出された諮問書の別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

### 3 調査審議及び答申の状況

令和5年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

#### (1) 部会開催回数

令和5年度の部会の開催回数は、第1部会が24回、第2部会が34回、第3部会が34回であった。

#### (2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表2のとおりであった。令和5年度は、行政不服審査法78条の規定に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が19件あった。

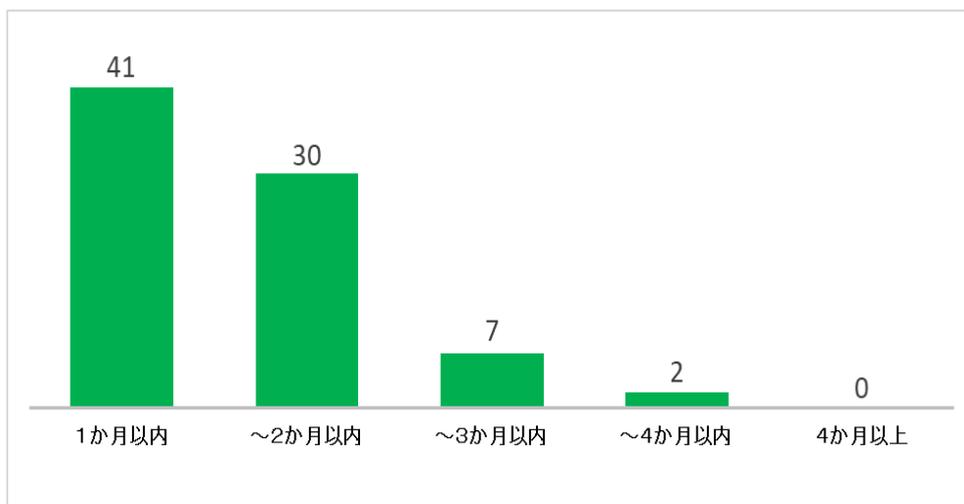
表2 調査審議における各種手続の実施状況（令和5年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	19	0

#### (3) 調査審議期間等

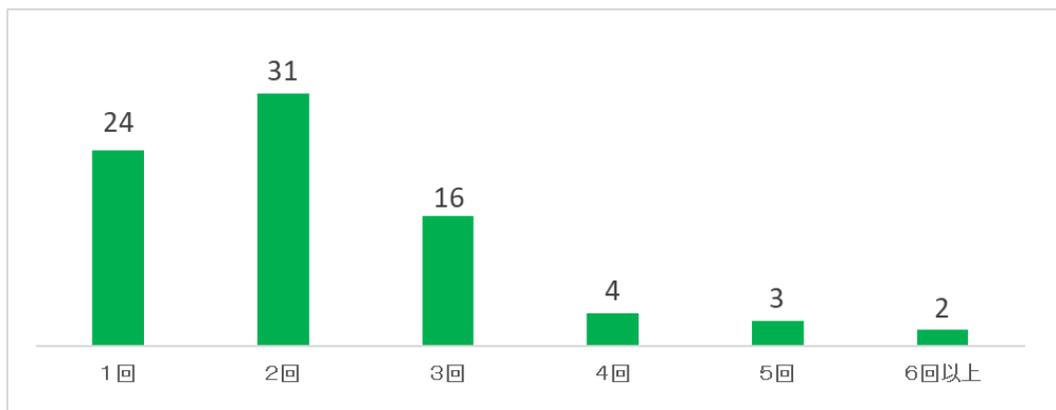
令和5年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった<sup>3</sup>。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（令和5年度に答申したもの）



<sup>3</sup> 併合事例については、併合前の諮問事件数でカウントしている。

図5 諮問事件の部会開催回数の分布（令和5年度に答申したもの）



(4) 答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）

令和5年度の答申78件のうち、審査庁の判断を妥当でないとしたものは表3、一部妥当でないとしたものは表4のとおりであった。これらの答申の概要は、参考資料2のとおりである。

表3 審査庁の判断を妥当でないとした答申（令和5年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和5年度 答申第4号	令和5年 4月18日	厚生労働大臣	社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定
令和5年度 答申第19号	令和5年 7月20日	厚生労働大臣	社会復帰促進等事業としての労災就学援護費変更決定
令和5年度 答申第21号	令和5年 7月28日	厚生労働大臣	平均賃金決定処分
令和5年度 答申第26号	令和5年 9月13日	厚生労働大臣	未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分
令和5年度 答申第45号	令和5年 11月14日	農林水産大臣	家畜伝染病予防法58条に基づく手当金及び特別手当金の一部不交付決定
令和5年度 答申第51号	令和5年 12月14日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分
令和5年度 答申第55号	令和5年 12月21日	文化庁長官	文化芸術振興費補助金交付決定
令和5年度 答申第57号	令和6年 1月11日	文化庁長官	文化芸術振興費補助金の額の確定処分等
令和5年度 答申第58号	令和6年 1月11日	文化庁長官	文化芸術振興費補助金の額の確定処分等

令和5年度 答申第64号	令和6年 1月30日	文化庁長官	文化芸術振興費補助金の額の確定処分
-----------------	---------------	-------	-------------------

表4 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（令和5年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和5年度 答申第54号	令和5年 12月19日	国土交通大臣	都市計画事業の認可
令和5年度 答申第65号	令和6年 1月30日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分

#### （5）答申における付言等

当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。

令和5年度は、78件の答申中、22件の答申において付言がされた<sup>4</sup>。

付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①行政処分の理由付記に関するもの（11件）、②審査庁における審理の在り方に関するもの（6件）、③審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（5件）、④不服申立ての教示に関するもの（5件）、⑤法令や通達等の見直しに関するもの（5件）、⑥制度の周知に関するもの（1件）などであった<sup>5</sup>。

また、付言の項目を立てることなく、付言と類似の内容等を指摘（準付言）した答申もある。

令和5年度は、78件の答申中、59件の答申において準付言がされた<sup>6</sup>。

準付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①審査請求の審理期間に関するもの（57件）、②審査庁における審理の在り方に関するもの（8件）、③審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（3件）、④行政処分に要した期間に関するもの（3件）、⑤行政処分の理由付記に関するもの（1件）、⑥法令や通達等の見直しに関するもの（1件）、⑦制度の周知に関するもの（1件）などであった<sup>7</sup>。

付言及び準付言の概要は、参考資料3のとおりである。

<sup>4</sup> 「付言」の項目を立てている答申の件数である。

<sup>5</sup> 1件の答申において複数の内容について付言をしているものがある。

<sup>6</sup> 1件の答申において付言と準付言をいずれもしているものがある。

<sup>7</sup> 1件の答申において複数の内容について準付言をしているものがある。

## II 審査会の運営等

### 1 総会の開催状況

令和5年度は、委員全員で構成される総会を1回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。

表5 総会の開催実績（令和5年度）

開催日		主な議題
第26回	令和6年3月26日	今年度の事件の処理状況について

### 2 行政不服審査交流会への参加

令和5年12月21日、一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会がオンラインにより開催され、当審査会の複数の委員が分科会及び全体会議における意見交換に参加した。

以上

<参考資料 1> 行政不服審査会委員名簿（令和 5 年度）

部会	役職	委員	委員
第1部会	会長 部会長(常勤)	原 優	元名古屋高等裁判所長官
	委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
	委員	村田 珠美	弁護士
第2部会	会長代理 部会長(常勤)	戸谷 博子	元東京高等検察庁検事
	委員	木村 宏政	行政書士
	委員	交告 尚史	法政大学法科大学院教授
第3部会	部会長(常勤)	三宅 俊光	元総務省行政管理局長
	委員	佐脇 敦子	弁護士
	委員	中原 茂樹	関西学院大学法科大学院教授

## ＜参考資料 2＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin\\_r5.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r5.html)

### 1 審査庁の判断を妥当でないとした答申（10件）

#### （1）【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件障害補償給付支給決定に係る審査請求に対する本件決定書を見ると、本件労災保険審査官は、本件地方労災医員及び本件労災協力医の意見を踏まえつつ、審査請求人が受診した各医療機関の診療録を入手する、反論書添付の意見書を作成した主治医と面談して他覚的所見に基づく医学的意見を確認するなどした上で、審査請求人の傷病は、「広義のせき髄損傷の範疇に包含される馬尾神経不全損傷」に該当すると判断している。このように、処分庁の判断材料に更に複数の証拠を加えて行われた判断について、これを覆すほどの不合理な点は見受けられない。したがって、審査請求人は「業務災害によるせき髄損傷者」に該当するというのが相当である。

次に、「医学的に特に必要があると認めるとき」の該当性については、審査庁は、本件労災協力医の意見を採用し、審査請求人にアフターケアの必要を認めていない。しかし、本件労災協力医は、そもそも審査請求人のせき髄損傷該当性を否定しているから、アフターケアの必要性に係るこの意見は、前提条件を欠くものとして採用することはできないと言わざるを得ない。したがって、今後、審査庁は、アフターケアの必要性に関して更に調査検討をする必要がある。

以上によれば、本件審査請求については、アフターケアの必要性に関し審査庁において更に調査検討をする必要があることから、審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

（令和5年度答申第4号）

#### （2）【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費変更決定に係る審査請求事案】

短期大学設置基準16条の2に基づく長期履修制度は、「修業年限を超えて」計画的な履修を認めるものであるから、長期履修制度によって履修している場合、労災就学援護費支給要綱（以下「支給要綱」という。）の「通常の修業年限」は、原則として長期履修制度によらないで履修する場合の修業年限と同じであると解される。しかし、本件学科3年コースは、卒業に必要な単位を修得するために本件短大が設定する履修期間が3年であること、当該単位は修業年限が2年の場合と同じであること、本件短大自らが設置したコース（学科）であるという点で、上記の設置基準19条に基づく修業年限が3年の学科（修業年限は3年であるが、卒業に必要な単位は修業年限が2年の場合と同じである学科）と実質的に同じといえる。

したがって、本件学科3年コースに在学する学生に係る労災就学援護費の支給に当たっては、支給要綱の「通常の修業年限」は3年として取り扱うことが相当であ

る。

また、遺族の就学を援護するという労災就学援護費の趣旨目的を踏まえれば、当初に3年間の支給決定を受けた審査請求人に対し、審査請求人の子が、支給要綱上の欠格事由（休学、留年等）に該当するのであれば別として、本件短大が設置した3年コースで修学している最中に支給期間を2年間とし、残る1年の就学の援護を打ち切ることは適切とはいえない。

以上のことから、審査請求人の子が在学した本件学科3年コースに係る支給要綱の「通常の修業年限」は、3年として取り扱うことが相当であるから、本件変更決定は取り消されるべきである。

(令和5年度答申第19号)

### (3) 【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

本件で問題となっている標準報酬月額は、厚生年金保険や健康保険の保険料額、年金給付額等を算定する基礎として用いられているものであり、社会保険に関する事務処理の適正化と簡略化を図るため、被保険者の報酬月額に対応した等級区分に分けられ、実際の報酬月額に近似する一定の区切りの良い額とされている。被災者が本件会社を退職した平成10年6月当時、標準報酬月額は、厚生年金保険においては第1級から第30級までの等級区分に、健康保険においては第1級から第40級までの等級区分に分けられていた。

したがって、被災者が本件会社を離職した当時、標準報酬月額の最高等級は、厚生年金保険においては第30級（その標準報酬月額は59万円、これに対応する報酬月額は57万5,000円以上）であったのに対し、健康保険においては第40級（その標準報酬月額は98万円、これに対応する報酬月額は95万5,000円以上）であった。このように、厚生年金保険及び健康保険においては、標準報酬月額の等級区分及び最高等級の標準報酬月額が異なっているが、これは、厚生年金保険においては、保険料額の算定の基礎となる標準報酬月額が年金額にも反映される報酬比例制度を採用しているため、高所得であった者に対する年金額が余り高くないようにするという過剰給付の防止の観点などから、健康保険と比較して、標準報酬月額の等級区分の範囲を狭くし、最高等級の標準報酬月額を低く設定しているからである。

一件記録によれば、処分庁が被災者の平均賃金を決定する処分（本件決定処分）をした当時は、被災者の離職時の厚生年金保険の標準報酬月額が59万円であったこと（被保険者記録照会回答票）が判明していただけであるが、本件審査請求においては、審査請求人が提出した資料（健康保険資格証明書）により、被災者の離職時の健康保険の標準報酬月額が98万円であったことが判明している。そして、上記で検討したところによれば、被災者の離職時の支払賃金額に近似しているのは、厚生年金保険の標準報酬月額ではなく、健康保険の標準報酬月額であることが明らかである。

したがって、本件においては、健康保険の標準報酬月額を用いて被災者の平均賃金を算定すべきであるから、厚生年金保険の標準報酬月額を用いて被災者の平均賃金を算定した本件決定処分は、取消しを免れない。

(令和5年度答申第21号)

**(4) 【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】**

審査庁は、退職日を令和2年5月31日と認定しているのであるが、その理由は、メールでの業務指示は同年5月1日に行われ、同メール中で同月11日にミーティングを行うとしているので、同日までは本件会社が事業活動を行っていたと推認でき、さらに本件親会社の取締役が同年7月16日に審査請求人についての賃金不払期間は同年5月31日までと認めていることから、遅くとも同日時点において、審査請求人と本件会社との間で退職合意が存在していたことを合理的に推認できるというものである。

しかしながら、令和2年7月16日の時点で支払期日が到来していた賃金は同年5月31日までの分なのであるから本件親会社の取締役はそれを認めたにすぎず、本件会社が審査請求人を解雇する意思を表明したことや審査請求人が退職する意思を表明したこと、あるいはそれらの意思を推認させる事情は何もないのであるから、同日時点で退職合意が存在したという認定をすることはできず、この点についての審査庁の判断は誤っている。

本件においては、本件会社の事業活動が停止し、審査請求人の退職日と認定すべき日が令和3年5月25日(本件認定申請の日の6か月前の日)より前なのか後なのかについて調査が行われるべきであるところ、本件会社と密接な関係にあったはずである本件親会社の調査や本件会社のウェブサイトの状況等についても何ら調査が行われた形跡はなく、調査不十分のまま、令和2年5月31日を退職日とする誤った認定をして行われた本件不認定処分は違法というべきである。

(令和5年度答申第26号)

**(5) 【家畜伝染病予防法58条に基づく手当金及び特別手当金の一部不交付決定に係る審査請求事案】**

審査庁が、審査請求人農場における豚及びいのししの飼養衛生管理基準(以下「管理基準」という。)7の遵守状況について、①母豚の移動経路に関して、具体的な移動経路(当該経路の確認、当該経路と県の調査や疫学調査で問題を指摘された通路との関係等)や移動式通路の使用状況(当該通路の管理基準28適合性、使用方法、母豚の豚舎間移動に使用される頻度の確認等)、②豚舎間通路の状況に関して、平時の地面の状況(本件殺処分等で関係者や車両が出入りする前から凹凸が多く消毒することが不可能であったのか否か等)、疫学調査以前の天候(それが地面に散布された消石灰に与えた影響の見極め等)等を踏まえて判断した形跡は見当たらない。

い。

また、管理基準25について、審査請求人の主張する消毒液等の撤去は明らかでないものの、審査庁の主張する県の調査や疫学調査における審査請求人の職員からの聴取内容と審査請求人の主張や証拠とは整合せず、また、審査請求人の各種規程類と審査請求人の主張や証拠とは整合しない状況となっている。しかし、こうしたことについて、処分庁及び審査庁が具体的に調査検討した形跡は見当たらない。手袋の着用の有無についても同様である。

以上によれば、審査庁は、管理基準7及び25について必要な調査検討を尽くしたとはいえ、改めて調査検討をした上で手当金及び特別手当金の減額割合を判断すべきである。

(令和5年度答申第45号)

#### (6) 【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】

処分庁は、令和3年11月5日の振込の後、令和4年4月14日にD社名義での振込がされているものについて、これを令和3年9月分の賃金の支払であるとし、令和3年9月分の賃金についても既払であると判断しており、審査庁もこれを是認している点については疑問がある。

本件会社関係者に確認したわけでもないのに、本件会社が提出した賃金未払一覧表①では未払となっている令和3年9月分の賃金が既払であると認定するのは無理がある。

審査庁は、本件会社の代表者は処分庁の調査に協力しないので確認はできないものの、令和4年4月14日の振込は本件会社の経理担当者が退職した後なので本件会社の代表者が振り込んだものと推認されると説明するが、その時期に振り込んだ経緯も不明であり、本件会社の代表者が同年6月22日に提出した定期賃金確認書に添付された賃金未払一覧表②も審査請求人の令和3年9月分賃金は未払となっており、振込を行った代表者がこれを未払としたままにして添付したというのも説明がつかない。

したがって、令和3年9月分を既払であるとする審査庁の判断は妥当ではない。

(令和5年度答申第51号)

#### (7) 【文化芸術振興費補助金交付決定に係る審査請求事案】

本件補助金の交付要綱及び同要綱に基づく補助要項には、補助対象外とするものについての規定はないが、募集要項には、補助対象外の活動として、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」が記載されている。

しかし、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」という判断基準は抽象的で曖昧であり、この基準を適用したとして補助対象外とした本件処分の理由も明確ではない。

そもそも芸術そのものが政治的な表現や宗教と結びついていることもあるので

あるから、文化芸術活動というものから、政治的又は宗教的な宣伝意図を有するものを選別して補助対象外とすることが適切なのかという疑問もある上、仮に政治的又は宗教的な宣伝に結びついた活動でこれに補助金を交付することが不合理と考えられるものが存在するとしても、政治的又は宗教的な宣伝という定義を明確にしないまま、これを補助対象外とするというのでは、文化芸術活動に萎縮的な影響が及びかねない。

しかもその「意図を有する」というだけで補助対象外とするとなれば、政治的又は宗教的宣伝の趣旨が一部含まれるものも「意図を有する」と認定されることにもなりかねず、これでは範囲が広がりすぎて基準として不合理といわざるを得ない。

本件で補助対象外とされた各取組が、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援を目的とする本件補助金の趣旨目的に沿うものであるならば、他に補助金を交付することが不合理であるとする事情がなければ、その不交付は著しく妥当性を欠いている。

したがって、本件処分は、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもののとして違法というべきである。

(令和5年度答申第55号)

#### (8) 【文化芸術振興費補助金の額の確定処分等に係る審査請求事案】

本件では、本件補助金の補助対象経費について、4本の短編映画で構成された1本の本件オムニバス映画とするか、当該4本の映画のうち上映時間が8分及び16分である2本を除いた2本の映画とするかが争点となっていることから、以下、この点について検討する。

実際の映画の上映状況をみると、試写会の対象が4本からなるオムニバス映画であること及びその題名として本件オムニバス映画の題名と同じものが記載されていることが確認でき、本件実績報告の時点では一般有料公開はされていなかったが、令和4年11月11日から同月13日の3日間、計5回にわたり、有料一般公開され、その際のチラシには、「短編4作品・オムニバス映画」と記載され、中央に大きな文字で本件オムニバス映画の題名と同じ題名が記載されていることが確認できる。そうすると、審査請求人が本件交付申請をし、本件交付決定を受けた、4本の短編映画で構成された本件オムニバス映画が、実際に製作され、試写会が行われ、一般有料公開が行われたといえることができる。

審査庁は、4作品がオムニバス映画として公開する旨告知して同時に上映されているからといって、そのことのみから、1本の映画の上映なのか、複数の映画の同時上映なのかは判別できないと主張する。しかし、事前に、本件募集要項でオムニバス映画を補助対象とする場合の外形的な条件を明示せずに、事後の段階で、審査庁が1本のオムニバス映画なのか判別できないとして、これを否定する主張をするのは、妥当とはいえない。審査庁は、映倫審査の申込書とその審査結果でもオムニバス映画であることを確認できないとも主張するが、本件募集要項にも、映倫番号

を取得すること以外には、映倫に関する記載は見当たらない。審査庁は、4本の映画は個別に映倫番号を取得しているから個別に公開することが想定される旨主張するが、仮に、そのような懸念があるのであれば、本件交付要綱の、補助金の交付の目的に反して使用する場合の事前承認の定めを適用を検討し、個別に公開をしようとする場合には、事前に承認を受ける必要がある旨審査請求人に明示し、これを遵守するよう求めれば足りる。審査庁は、短編映画1本は、長編映画へと続くパイロット版短編との説明があり、本件オムニバス映画とは異なる映画との関係性が示されているとも主張するが、短編映画に、本件オムニバス映画とは異なる映画との関係性がみられるからといって、（本件オムニバス映画が、実際に製作され、試写会が行われ、一般有料公開が行われたという）上記の事実が否定されるものではないから、審査庁の主張は採用できない。

以上のことから、本件確定処分は妥当とはいえないし、それに基づいてされた本件返還命令は、その前提を欠くものであるから、妥当とはいえない。

（令和5年度答申第57号）

#### （9）【文化芸術振興費補助金の額の確定処分等に係る審査請求事案】

本件では、審査請求人が実施した12月19日公演の一部として行われた、「映像による曲解説」に用いられた10月3日演奏の映像の作成に要した経費について、本件補助金の補助対象経費として認められるか否かが争点となっている。

「映像による曲解説」が行われた2曲は、本件交付申請時に演奏曲として掲載されているものである。12月19日公演は3部構成で、そのうちの一つの部が「映像による曲解説」であり、オーケストラにより演奏されたのは、第1部及び第2部の合計で6曲であるのに対し、第3部の「映像による曲解説」で上映されたのは2曲と、公演全体の曲数の4分の1であるので、12月19日公演は、演奏を中心としたものと捉えることができ、本件交付申請当初と同じく演奏による公演といえることができる。したがって、「映像による曲解説」の演目を含む12月19日公演は、本件交付決定時の事業内容と大きな相違はないといえ、本件補助金の交付の目的（文化芸術活動のイノベーションや持続可能性の強化を図る）を踏まえれば、「映像による曲解説」で用いられた映像の作成に要した経費を補助対象経費とすることを否定するまでには至らない。

また、審査庁は、10月3日演奏の収録映像は補助事業以外の公演で上映することも可能であるから、10月3日演奏に係る経費は、補助事業にのみ用いられるものに係る費用とはいえない旨主張するが、仮に、そのような懸念があるのであれば、本件交付要綱の補助金の交付の目的に反して使用する場合の事前承認の定めを適用を検討し、10月3日演奏の収録映像を使用しようとする場合には、事前に承認を受ける必要がある旨審査請求人に明示し、これを遵守するよう求めれば足りる。

以上のことから、12月19日公演の「映像による曲解説」で用いられた、2曲からなる10月3日演奏の映像の作成に要した経費を補助対象経費とすることが

適当である。そうすると、10月3日演奏に要した経費は認められないとしてされた本件確定処分は妥当とはいえないし、それに基づいてされた本件返還命令は、その前提を欠くものであるから、妥当とはいえない。

(令和5年度答申第58号)

#### (10) 【文化芸術振興費補助金の額の確定処分に係る審査請求事案】

本件では、本件各経費について、審査請求人の本件実績報告と異なり、本件補助金の補助対象外経費とされたことが争点となっている。

##### ア 本件衣装制作費について

本件衣装制作費は、本件衣装4着分の費用である。

処分庁は、本件補助事業以外に使用できる衣装の購入は原則として対象とはならないし、衣装の使用者である観賞ガイドの人員も確認できなかったとする。

しかし、処分庁は、何をもって本件衣装を本件補助事業以外の機会に使用できると判断したのか明らかにしていないから、その判断は妥当とはいえないし、本件衣装の意匠からして、日常生活で使用するものとは認められない。また、観賞ガイドの人員は、審査請求人は、実際に本件衣装を着用したのは2名であると説明し、本件衣装制作費も2着分に減額して主張していることからして、明らかになっている。

また、審査庁は、審査請求人には過去にも本件補助事業と同様の公演の実績が複数あり、本件補助事業と同じように本件衣装が使用される可能性があるから、本件衣装が本件補助事業のみに使用できることが確認されないと主張する。

確かに、本件補助事業の前の公演の状況をみると、本件補助事業と同様に観賞ガイド付きの公演は、令和2年12月に観賞ガイド付きの試行公演が1日間行われていることが確認できるものの、本件確定処分以降に公演予定があったか否かも調査することなく、審査請求人が今後も本件衣装を用いた観賞ガイド付きの公演を行う可能性があったと認定し、本件衣装制作費を対象外とする結論を導くのは、妥当とはいえない。そして、本件補助事業以降の状況について、審査請求人は、①本件補助事業から現時点(令和5年3月16日)までに行った公演は、本件補助金の後継の補助金を受けて行ったもののみであり、その際は、本件衣装ではなく、無償貸与の衣装を使用したとし、②当審査会に提出した主張書面では、今後の公演の実施が困難な理由を挙げて、本件衣装を今後使用する予定はないとする。そのほか審査請求人の主張に不自然な点はみられないから、本件補助事業以降、本件衣装は公演に使用されていないといえる。

したがって、本件衣装制作費のうち、本件衣装2着分の費用については、補助対象経費と認めることが相当である。

##### イ 本件ウェブサイト利用料について

本件ウェブサイト利用料は、Dと称するサービスについて、令和3年8月7日から令和4年8月6日までの1年間のサブスクリプション契約のうち、同サービ

スに係る①令和3年8月7日から同年11月6日まで及び②同年12月7日から令和4年1月6日までの間の費用である。

他方、審査庁は、ウェブサイトサービスの内容がサブスクリプションとされているから、本件補助事業の告知のみに用いられたものかが判然としないと主張する。

そこで、審査請求人が作成したウェブサイトの状況を示す資料を見ると、同ウェブサイトには、補助対象事業以外の情報に誘導するリンクは見当たらない。そうすると、同ウェブサイトには、本件補助事業に関する情報のみが掲載されているといえる。

したがって、本件ウェブサイト利用料のうち、令和3年8月7日から同年12月23日までの費用（ただし、証拠書類のない同年11月7日から同年12月6日までの間を除く。）は、補助対象経費と認めることが相当である。

#### ウ 本件サイズ直し代について

領収証に記載されている訂正後の「令和3年12月13日」は、本件補助事業の初回公演の日（同月14日）の前日である。そして、最終公演の日（同月23日）後の審査請求人の公演活動をみると、審査請求人の決算報告書によれば、審査請求人は、同日の翌日から翌年12月5日までの間に本件補助事業以外の公演を実施する予定がなかった。

衣装のサイズ直しは、公演で使用する上で必要が生じるものといえるから、サイズ直し自体は、本件補助事業の初回公演の前、あるいは、複数ある公演（日）の合間に行われたと考えても、不合理とはいえない。

したがって、本件サイズ直し代は、補助対象経費と認めることが相当である。

#### エ 本件洗濯ネット代について

証拠書類である領収証をみると、衣装洗濯ネットは、本件補助事業の最終公演の日の後に、電子マネーによって支払が行われたものであると認められる。

審査庁は、衣類洗濯ネットは、本件補助事業終了後に、本件補助事業に用いられた衣装を洗濯する目的で購入されたものであり、当該衣装を別の公演等に使用するための経費と考えられるから、「補助事業を実施するために必要な経費」とはいえず、また、補助対象経費は事業者自身が支出したものであることが必要であるが、ポイントを使用した支払は、事業者自身が支出したのか確認できないため、補助対象経費の決済手段として認められないところ、電子マネー支払の場合にはポイントを利用したか否かの判別がつかないから、事業者自身が支出したか否かの確認ができない旨主張する。

実績報告の手引きでは、決済手段として「※電子マネー、QRコード決済、金券、ポイント等での支払いは補助対象外です。」と記載されているが、上記手引きは、最も遅ければ実績報告を作成する段階で参照されるものであるといえるから、そのような位置付けにある上記手引きで、初めて、特定の決済手段によって支払った経費は補助対象外であると記載しても、留意事項を示したことにはなら

ない。

また、衣装の使用後に洗濯することは通常行われる行為といえるから、本件補助事業に用いられた衣装を別の公演に使用するための経費であるとの指摘は当たらない。

したがって、本件衣装洗濯ネット代は、補助対象経費と認めることが相当である。

#### オ 本件源泉徴収税について

審査庁は、補助要項等には源泉徴収税（復興特別所得税）それ自体を補助対象経費として認める記載はなく、また、仮に審査請求人が主張する趣旨が、本件源泉徴収税は「出演料」等の一部として補助対象経費となるというものであったとしても、本件源泉徴収税を「出演料」等とは別に計上しているから、本件源泉徴収税が本件補助事業の「出演料」等に係るものなのか判然としないと主張する。他方、審査請求人は、本件源泉徴収税の対象となる人件費12件を明示し、人件費12件に対応する、源泉徴収税額が記載された受領書12通を示して、それらの源泉徴収税額を合計すると本件源泉徴収税の額と一致すると主張する。そして、確かに、受領書12通に記載の源泉徴収税額の合計は、本件源泉徴収税の金額と一致する。

そうすると、本件源泉徴収税は、上記の人件費12件に係る源泉徴収税額の合計であるといえるから、源泉徴収税額は本来それぞれの人件費に含めて計上すべきであったとしても、補助対象経費である人件費に該当すると認められる。

以上によれば、本件審査請求については、本件各経費はいずれも補助対象経費に当たるといえるから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(令和5年度答申第64号)

## 2 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（2件）

### (1) 【都市計画事業の認可に係る審査請求事案】

本件の審査請求人らについて「当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」に当たるとかを判断するに当たっては、本件事業が対象事業に当たらず、環境影響評価が必要とされているものではないことだけでなく、各審査請求人の住所地と本件道路の事業地との距離関係等から、かかる著しい被害を受けるおそれがないと言えるのかを検討した上で、不服申立適格の有無を判断すべきであり、この点についての審査庁の判断は妥当ではない。

本件認可処分の適法性及び妥当性については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用した点があるということとはできず、本件認可処分を違法不当と認めることはできず、これについての審査庁の判断は妥当である。

(令和5年度答申第54号)

**(2) 【立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に係る審査請求事案】**

本件確認処分は、審査請求人を労働者であったと認定するに足りる事実がないのに未払賃金を確認したものであるが、本件確認処分が違法だとしても、処分庁が未払賃金として51万5520円を確認したのについて、これを不利益に変更することはできない。

したがって、本件審査請求は棄却することになり、審査請求を棄却されるべきであるとの審査庁の判断は結論において妥当ということになる。

(令和5年度答申第65号)

### <参考資料3> 答申における付言等の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin\\_r5.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_r5.html)

#### 1 付言

##### (1) 行政処分の理由付記に関するもの(11件)

#### ①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件不交付決定の通知書には、処分の理由として、「対象者の要件である、「外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛（末梢神経の損傷に起因するRSD及びカウザルギーによる激しい疼痛等）が残存する方で、労働者災害補償保険法による障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている方のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方」に該当しないため。」と記載されている。

この理由の記載では、「外傷による末梢神経の損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者」、「障害等級第12級以上の者」、「医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者」のいずれに該当しないのかが示されていない。また、このような要件の記載だけでは、本件不交付決定の理由を具体的に理解するのは困難であり、「外傷による末梢神経の損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、当該要件の意味するところを分かりやすく説明した上で、該当しないとする理由を分かりやすく説明するべきであった。また、「障害等級第12級以上の者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、現に審査請求人の障害等級は第11級の5と認定されているにもかかわらず、当該要件に該当しない理由、すなわち、神経症状は第14級の9と認定されていることについて分かりやすく説明するべきであった。実際、審査請求人は、自身の障害等級は第11級なので、第12級以上との要件に該当するのではないかと主張している。今後、処分庁は、アフターケア手帳（現行の労働者災害補償法施行規則28条1項によるもの）の不交付決定に際しては、当該処分の理由として、交付要件を記載した上で、そのうちどの要件に何故該当しないのか具体的に分かりやすく説明するべきである。

(令和5年度答申第22号)

※ 同様の付言をした答申として、令和5年度答申第4号、第10号及び第20号がある。

#### ②【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費変更決定に係る審査請求事案】

そもそも、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならず、当該不利益処分を書面でするときは、理由は書面により示さなければならないことは行政手続法の求めるところである(14条1

項及び3項)。書面により不利益処分をするにもかかわらず、口頭により理由を説明するのでは、書面に記録された形として残らず、理由を提示したことにはならないことはいうまでもない。

処分庁は、今後書面で行う変更決定には、漏れなく、理由を書面により示す必要がある。

また、審査庁は、処分庁による口頭説明をもって理由の提示があったと主張するが、不利益処分を書面でするときは、理由は書面により示さなければならないという行政手続の基本原則を理解していないと言わざるを得ない。審査庁は、認識を改めて、変更決定を行う場合には行政手続法の規定を必ず遵守するよう、全国の労働局に徹底する必要がある。

さらに、本件変更決定通知には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていない。仮に「理由欄」があれば、処分庁の担当者は理由を変更決定通知に記載すべきと認識するのは必定であり、記載漏れは防止されることになるから、審査庁は、変更決定通知に別途「理由欄」を設ける、あるいは、「備考欄」を「理由欄」と「備考欄」に分割するなどの様式改正を行う必要がある。

(令和5年度答申第19号)

### ③【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件の不支給決定通知書には、支給しない理由として「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため。」と記載されているが、これまで当審査会の答申において付言で再三指摘してきたように、かかる記載では不支給の理由が不明確であり、理由の記載として不適切である。出席要件を満たしていないことを本件に即して説明すべきであり、記載方法の改善が求められる。

(令和5年度答申第25号)

### ④【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

本件決定が通達に従って算定された妥当なものとしても、本件決定の通知書にはその算定方法は何も説明されておらず、審査請求人が算定の考え方や方法を理解することは困難である。平均賃金は、休業補償給付の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ審査請求人の利益が損なわれるものである。平均賃金がどのような考え方に基づいて算定されたのかが審査請求人に理解できるように、決定通知書において分かりやすく説明することが望まれる。このことは従前の当審査会の答申(令和2年度答申第39号、同年度答申第59号、令和4年度答申第26号及び同年度答申第32号)においても指摘しているところであり、説明の記載について検討されたい。

(令和5年度答申第34号)

**⑤【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】**

本件不支給決定の通知書には、支給しない理由として「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」と記載されているが、本件支給単位期間は特例期間であり、やむを得ない理由の有無にかかわらず訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満であれば不支給となる。本件における審査請求人の欠席は処分庁がやむを得ない理由によると認めたものだけではないと思われるので、かかる理由の書き方は適切とはいえず、処分の理由の記載に当たっては、定型文言を機械的に記載するのではなく、事案に適合した記載を考えるべきである。

(令和5年度答申第43号)

**⑥【家畜伝染病予防法58条に基づく手当金及び特別手当金の一部不交付決定に係る審査請求事案】**

本件通知書には、減額理由として、「飼養衛生管理基準において定められた、畜舎に出入りする際の手指消毒、畜舎ごと専用の衣服の設置と着用、衛生管理区域へ立ち入る者の衣服や靴の交換等で不遵守が確認された。また、野生動物の侵入防止のための防鳥ネット等の設置、点検及び修繕が適切に行われていなかった。」と記載されているが、争点の一つである母豚の豚舎間移動の記載はみられない。処分庁は、手当金等を減額して交付する際には、減額対象者の要件の一つである衛生管理の状況（家畜伝染病予防法施行規則（令和3年農林水産省令第55号による改正前のもの）60条1号イ）を、申請者の管理基準の遵守状況に照らして判断することとしているのであるから、本件各決定に際して不遵守と判断した管理基準の項目の内容を分かりやすく説明するべきであった。今後、処分庁は、減額の理由を漏れなく提示する必要がある。

(令和5年度答申第45号)

**⑦【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】**

本件不支給決定の通知には、不支給理由として「本件、精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められないことから、業務上の事由によるものとは認められません。」と記載されているが、これでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となってい

ること)を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。

本件不支給決定の理由の記載が適切でないことについては、審理員意見書でも指摘されているところであるが、事案に応じ、適切な理由の記載を徹底することが望まれる。

(令和5年度答申第56号)

#### ⑧【経営革新等支援業務を行う者の不認定処分に係る審査請求事案】

本件不認定通知書には、本件認定申請「に対し、当局より補正を求めたところ、提示した期限までに補正がなされなかったことから、下記の理由により、行政手続法第7条の規定に基づきこれを拒否することとしたので通知します。」と記載されている。

しかし、行政手続法7条は、個々の拒否処分の根拠ではなく、申請を受けた行政庁の執るべき当然の応答義務を定めたものであるから、本件不認定処分の根拠として同条を挙げたことは、適切ではないと捉えざるを得ない(もっとも、同条は、個々の拒否処分の具体的な内容とは直接関わりのないことは明らかであること、本件不認定通知書には、処分の理由として、「記」以下に、必要な書類の提出を求めたが期限までに提出されなかったこと等が記載されていることを併せ考えると、「行政手続法第7条の規定に基づき」との記載があったとしても、本件不認定通知書の記載を全体として見れば、同法8条1項(理由の提示)に照らして違法又は不当であるとまでいうことはできない。)

処分庁は、今後、本件のような不認定処分の際には、その根拠として、申請の形式上の要件を規定する中小企業等経営強化法及び認定府省令の条項番号を示してこれに適合しないことを端的に記載する等の改善をする必要がある。

(令和5年度答申第71号)

### (2) 審査庁における審理の在り方に関するもの(6件)

#### ①【文化芸術振興費補助金の額の確定処分等に係る審査請求事案】

ア 審査請求人は、反論書で、本件各経費のうち二つ(本件衣装制作費及び本件ウェブサイト利用料)に関し、理由を付して主張を変更(補助対象経費の金額の減額)しているが、審理員は、これらについて判断することなく、審理員意見書を作成している。しかし、審理員は、審理手続で提出される審査請求人、処分庁双方の主張を漏れなく把握し、法令や双方から提出される資料に基づき、審査請求に理由があるかどうか判断することが求められるから、上記の減額とその理由について判断すべきであった。今後、審理員は、審理の進め方を改善する必要がある。

イ 本件諮問の調査審議に当たっては、本件補助金に関し、いつ、どのような内容

の申請及び処分がされ、その間、どのような経緯があったのかを確認する必要があるところ、本件諮問の際、本件交付申請及び本件実績報告に関しては、申請及び報告のあったとされる補助事業の内容を記す部分のみが提出され、文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱（令和3年4月20日文化庁長官決定）の定める様式の書面を始め申請及び報告の書類一式の提出はなかった。当審査会から審査庁に求めて、初めて提出されたのである。

審理員の行う審理手続でも、こうした資料を基に事実認定をする必要があるところ、一件記録を見ても、審理員が処分庁に提出を求めた形跡はうかがえない。そうすると、審理員は、これらの資料を確認することなく、審理手続を進めたことになる。今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁に対し、申請から処分に至る一連の手続に係る原資料（写し）の提出を求めて、処分に係る経過を把握、確認し、処分の適法性及び妥当性を検証する必要がある。

（令和5年度答申第64号）

※ 同様の付言をした答申として、令和5年度答申第57号及び第58号がある。

## ②【家畜伝染病予防法58条に基づく手当金及び特別手当金の一部不交付決定に係る審査請求事案】

### ア 論点整理について

審理員は、審理員意見書の「第4 論点整理」と題する記述の中で、①審査請求人の3点の主張（本件各決定は、手当金等の法的性格を踏まえていない、殺処分の被害に追い打ちをかけるものである、感染拡大阻止に農林水産省が適切な措置を講じなかったことを考慮していない旨）を掲げ、これらは手当金等の一部を交付しないとする判断基準とは関係がないことは明らかであり、また、反論書では審査請求人も争っていないとした上で、「一方」として、②減額処分の前提となる事実認定に誤認があるとの主張は、処分庁の事実認定が適当であったかが直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も反論書で争っているため、この点について判断する必要があるとし、「第5 審理員意見書の理由」と題する記述の中で、上記②についてのみ判断している。

このように、審理員は、上記①及び②の審査請求人の主張について審査請求人が反論書で争っているか否かを、審理員として判断すべき争点か否かの判断基準の一つとしているようである。しかし、上記①及び②の主張は、そもそも、審査請求人が審査請求書で審査請求の理由（審査請求書の審査請求の理由欄で後刻詳細な意見書を提出する旨言及した上で補充された審査請求の理由を含む。）として主張していたのであって、反論書で再度主張したか否かに関わらず、審理員が判断すべき争点であることは明らかであり、反論書で再度主張しないことをもって、処分庁の主張を認容したことになることは論を待たない。

審理員は、今後、争点の整理を適切に行うように改善する必要がある。また、

審査庁は、行政不服審査法17条の審理員候補者名簿に掲載されている者その他の農林水産省の職員であって審理員となることが想定される者に対し、定期的に研修を実施するなどして、争点の整理が適切に行われ、審理手続が適切に行われることを確保する必要がある。

イ 審理関係人の主張以外の事項に係る検証について

本件審査請求は、申請に対する処分に係るものであるところ、審理手続において処分庁が提出した資料に申請書一式はなく、審理員が求めた形跡もうかがえない。また、本件諮問に際しても、審査庁から提出されることはなく、当審査会が求めてようやく提出された。

しかし、審理手続では、どのような申請があつて、どのような処分がされたのかを確認することなく、審査請求人及び処分庁の主張する点のみについて審理を進めることは適切ではない。

審理員は、今後、申請に対する処分に係る審査請求の審理に当たっては、必ず申請書一式の提出を求めた上で、申請の内容と処分の内容とを確認し、当該処分の適法性、妥当性を検証する必要がある。また、審査庁は、行政不服審査法17条の審理員候補者名簿に掲載されている者その他の農林水産省の職員であつて審理員となることが想定される者に対し、定期的に研修を実施するなどして、申請の内容と処分の内容とが検証され、審理手続が適切に行われることを確保する必要がある。

(令和5年度答申第45号)

③【改定確定保険料決定等に係る審査請求事案】

本件審査請求の審理手続において、審査請求人は、令和4年6月24日付けで、審理員に対し、行政不服審査法38条1項の規定に基づき、弁明書添付資料一式の写しの交付を請求し、審理員は、同条2項に規定する当該資料の提出人(処分庁)の意見を聴取した上で、同年11月4日付けで、請求された提出書類について、開示することにより第三者の利益を害するおそれがある等と認められる部分を除き、その写しの交付を認めるとする決定をした。そして、審査請求人に交付された書類は、本件災害の調査結果等が記載されている調査結果復命書がごく一部を除き墨塗りされ、その内容は全く理解できない状態であるなど、本件各処分の根拠が示されている箇所が墨塗りとなっていた。

本件審査請求は、本件各処分の取消しを求めるものであるところ、本件各処分的前提とする本件災害の発生場所が審査請求人の本件適用対象事業であったかどうか争点となっており、この発生場所について、審査請求人は本件適用対象事業の現場ではないと主張する一方、処分庁は本件適用対象事業の現場であると主張する。

そうすると、処分庁の主張するところの発生場所が本件適用対象事業の現場であることを示す根拠が審査請求人に示されなければ、審理手続において審査請求人は反論することができないのは論を待たないところである。

行政不服審査法 38 条 1 項の閲覧等請求権は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律や個人情報保護に関する法律による開示請求権とは異なり、処分に不服のある者が行う審査請求に係る審理手続の間に限って、審査請求人に対し、当該処分がいかなる根拠に基づくものであるかを知り、これに対する反論をする機会を与える趣旨である。審理員はこのことを十分に理解し、上記の審査請求人の閲覧等請求を適切に判断する必要がある。今後、審理員は閲覧等請求への対応を改める必要がある。その際、行政不服審査法 38 条 2 項の規定により求める資料の提出人の意見は、あくまでも、同条 1 項に規定する閲覧等を拒む正当な理由があるかどうかについて、審理員が適切に判断することができるようにするためのものであり、当該意見に拘束されるものではないことに留意すべきである。また、審査庁は、審理員となることが見込まれる職員に対し、定期的に研修を行うなどして、閲覧等請求が適切に判断され、審査請求人の反論する機会が奪われないようにすることを確保する必要がある。

(令和 5 年度答申第 5 2 号)

#### ④【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定に係る審査請求事案】

審査庁は、審査請求人が受けたアフターケアの内容が一般的な措置であるとする一方、本件諮問時には、その根拠となる資料を一部提出しなかった。当審査会から審査庁に求めて、初めて提出されたのである。また、審査庁の判断は審理員の意見と同旨であるところ、一件記録を見ても、審理員がそれらの資料について処分庁に提出を求めた形跡はうかがえない。そうすると、審理員は、これらの資料を確認することなく、審理手続を進め、審理員意見書をまとめたことになる。特に、反論書や口頭意見陳述で、審査請求書にはなかった主張（薬剤の処方制限）がされたのであるから、それに応じて処分庁が新たに調査した結果を確認すべきであった。今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁に対し、事実認定に必要な資料は漏れなく提出を求めて、処分の適法性及び妥当性を検証する必要がある。

(令和 5 年度答申第 6 0 号)

### (3) 審査庁からの諮問に係る手続に関するもの (5 件)

#### ①【文化芸術振興費補助金の額の確定処分等に係る審査請求事案】

本件諮問の調査審議に当たっては、本件補助金に関し、いつ、どのような内容の申請及び処分がされ、その間、どのような経緯があったのかを確認する必要があるところ、本件諮問の際、本件交付申請及び本件実績報告に関しては、申請及び報告のあったとされる補助事業の内容を記す部分のみが提出され、文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱（令和 3 年 4 月 20 日文化庁長官決定）の定める様式の書面を始め申請及び報告の書類一式の提出はなかった。当審査会から審査庁に求めて、初めて提出されたのである。

今後、審査庁は、諮問に当たって、申請から処分に至る一連の手續に係る原資料（写し）を提出する必要がある。

（令和5年度答申第64号）

※ 同様の付言をした答申として、令和5年度答申第57号及び第58号がある。

## ②【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

審査庁が本件諮問に当たって提出した諮問説明書には、以下のとおり、本件に適用される関係法令等の定めが正確に記載されていない（審理員意見書においても、同様である。）。

ア 労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）28条1項については、令和5年厚生労働省令第50号により改正（同年4月1日施行）がされ、アフターケアの対象者に交付する手帳の名称が「健康管理手帳」から「アフターケア手帳」に変更された。本件は、この改正前の事案であるから、労災保険法施行規則28条1項については、令和5年厚生労働省令第50号による改正前の規定が適用されることを説明する必要があるが、審査庁及び審理員は、この点について全く説明をしていない。

イ 労働者災害補償保険法については、令和2年法律第14号により改正（同年9月1日施行）がされ、それまで2種類（「業務災害」及び「通勤災害」）であった労働災害に「複数業務要因災害」が追加されて、複数業務要因災害に関しても、保険給付及び社会復帰促進等事業を行うこととされた。この法改正を受けて、労災保険法施行規則、関係通達等が改正されたが、平成19年4月23日付け基発第0423002号厚生労働省労働基準局長通達「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（以下「アフターケア実施要領制定通達」という。）については、改正がされていない。しかし、令和2年8月21日付け基発第0821第1号厚生労働省労働基準局長通達「雇用保険法等の一部を改正する法律等の施行について（労働者災害補償保険法関係部分）」は、「従来の通達等については、本通達に個別に記載が無いものについてもその趣旨を勘案し適宜読み替えて運用」と定めている（記第1の12）。したがって、アフターケア実施要領制定通達についても読替運用がされていると考えられるが、審査庁及び審理員は、この点について全く説明をしていない。

しかし、本件のように、関係法令等の改正が行われている事件については、適正な審理を実現するという観点から、その改正の前後のどの定めが適用されるかを検討することが必要不可欠であり、審理員意見書には、当該事件に適用される関係法令等の定めを正確に記載することが求められている（総務省行政管理局「行政不服審査法事務取扱ガイドライン（令和4年6月）」103頁参照。なお、このガイドライン中の様式例第74号には、「根拠法令等に改正が行われていて、当該改正前の定めが本件処分に適用される場合には、その旨を明確に記載する必要がある。」

との注意書きがされている。)。これは、諮問説明書においても、同様である（令和5年4月3日付けの当審査会事務局事務連絡「行政不服審査会への諮問等に関する留意事項について」の別添1の諮問説明書（記載例）参照）。

審査庁においては、諮問説明書及び審理員意見書において諮問に係る事件に適用される関係法令等の定めが正確に記載されているか否かという点についても、しっかり確認をした上で、諮問をするようにされたい。

（令和5年度答申第49号）

### ③【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定に係る審査請求事案】

審査庁は、審査請求人が受けたアフターケアの内容が一般的な措置であるとする一方、本件諮問時には、その根拠となる資料を一部提出しなかった。当審査会から審査庁に求めて、初めて提出されたのである。今後、審査庁は、諮問に当たって、判断の根拠とした資料を漏れなく提出する必要がある。

（令和5年度答申第60号）

## （4）不服申立ての教示に関するもの（5件）

### ①【家畜伝染病予防法58条に基づく手当金及び特別手当金の一部不交付決定に係る審査請求事案】

本件通知書には、行政不服審査法82条1項に基づく教示は記載されているが、行政事件訴訟法46条1項に基づく教示は記載されていない。処分庁たる審査庁にその理由を照会したところ、行政不服審査制度は、行政訴訟に比べて簡易な手続であり、手数料も無料であることから、交付決定の際は、審査請求を行える旨教示し、審査請求に係る裁決の際に行政訴訟を行える旨教示する運用をしていたとのことであった。しかし、当該教示がされなければ、処分の名宛人が取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。今後、処分庁は、同項の規定に則して、必ず取消訴訟の教示をする必要がある。また、審査庁は、農林水産省の行う処分について、今後同様のことがないよう、直ちに点検をして是正のための措置を講ずる必要がある。

（令和5年度答申第45号）

### ②【改定確定保険料決定等に係る審査請求事案】

審査請求人は、審査請求書の補正書で本件取消処分を審査請求の対象に追加している。そして、審査庁の担当者が審査請求人から聴取したところによれば、①審査請求人が当初、本件取消処分を審査請求の対象としなかった理由は、A労働局職員から、本件取消処分について審査請求をすることができないと説明があったためである、②補正命令書に審査請求の対象に本件取消処分を含む場合はその旨補正書に記載するよう案内があったため、本件取消処分を審査請求の対象に追加した、との

ことである。

そうすると、上記①の誤った教示により、審査請求人は、当初、本件取消処分を審査請求の対象にすることはできないと解し、補正書で追加せざるを得なかったことになる。

さらに、その補正書の提出により本件取消処分について審査請求をした日（令和4年4月25日）は、本件取消処分があったことを知った日（同年1月17日）の翌日から起算して既に3か月の審査請求期間（行政不服審査法18条1項本文）を経過していたことになる。この点をどのように解して補正書を受け付けたのか審査庁に照会したところ、本件取消処分は、本件後行処分の、いわば前段階として行ったものであり、（本件後行処分に係る）本件審査請求の後、相当の期間に審査請求の対象に追加された結果、当初から適法な審査請求があったものと取り扱ったとのことであった。しかし、本件取消処分と本件後行処分とは、先後関係にあるものの、それぞれ別の処分であるから、審査請求もそれぞれを対象にして行うことが求められるものである。そもそも、審査請求人が本件取消処分について当初審査請求をしなかったのは、上記のとおり、処分庁の担当者の誤った教示によるものであり、審査請求人は、審査庁から補正命令書（令和4年4月11日付け）で本件取消処分の審査請求をすることができる旨教示を受けて10日程度で審査請求をしているから、処分庁の教示誤りにより審査請求期間を経過したといえる。そうすると、審査庁は、こうしたことを勘案して、本件取消処分の審査請求が審査請求期間を経過したことに「正当な理由」（行政不服審査法18条1項ただし書）があると解すべきであった。

処分時の教示を義務付ける行政不服審査法82条1項は、口頭で処分をする場合は対象とはしていない（同項ただし書）が、教示しないならまだしも、審査請求をすることができないという、審査請求の機会を奪うことにつながる誤った教示をすることはあってはならないことである。審査庁は、処分庁を指導したとしているが、今後全国で同様の事態が生じないように、口頭の取消処分であっても審査請求の対象となることについて、各労働局に周知徹底する必要がある。また、万一、同様の誤った教示により審査請求期間を経過して審査請求がされたときには、審査庁は、教示誤りの結果、審査請求の機会を不当に奪うことのないように審査請求の進める必要がある。

（令和5年度答申第52号）

### ③【文化芸術振興費補助金交付決定に係る審査請求事案】

本件処分は、処分の相手方である審査請求人に対し、当該処分につき不服申立てをすることができること等の書面による教示（行政不服審査法82条1項）がなされていない。本件処分は申請の一部について不交付とする処分であるのであるから、不服申立てができる旨の教示がなされるべきである。

（令和5年度答申第55号）

#### ④【経営革新等支援業務を行う者の不認定処分に係る審査請求事案】

本件不認定通知書には、行政不服審査法 8 2 条 1 項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「本通知を受け取った日」の翌日と記載されている。

しかし、審査請求期間について、行政不服審査法 1 8 条 1 項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して 3 月を経過したときはすることができない旨規定しているのものであって、この「本通知を受け取った日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求をすることができる処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法 1 8 条 1 項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。行政事件訴訟法 4 6 条に基づく教示をする場合も同様である。

(令和 5 年度答申第 7 1 号)

#### ⑤【工事原因者に対する工事施行命令に係る審査請求事案】

本件命令書には、行政不服審査法 8 2 条 1 項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この命令書を受け取った日」の翌日と記載されている。

しかし、審査請求期間について、行政不服審査法 1 8 条 1 項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して 3 月を経過したときはすることができない旨規定しているのものであって、この「この命令書を受け取った日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求をすることができる処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法 1 8 条 1 項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。行政事件訴訟法 4 6 条に基づく教示をする場合も同様である。

(令和 5 年度答申第 7 4 号)

### (5) 法令や通達等の見直しに関するもの (5 件)

#### ①【国内書面及び明細書等翻訳文の提出手続却下処分に係る審査請求事案】

ア 予納額から納付された手数料の返還手続について

本件却下処分の通知書には、記の「3. 手数料の返還について」として、「納付した手数料は国内書面に記載の予納台帳へ返納されます。」と記載されており、手数料を納付した者(特許出願人(代理人))は請求せずとも手数料の返還を受

けることができると理解される。そして、現に当該通知書を発送した当日（令和4年5月10日）に手数料が返納されている。しかし、過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する（特許法195条11項）とされている。加えて、本件では、手数料は予納した額から当該手数料の額を控除することで納付されており（国内書面）、そうした場合には、当該手数料の返還の請求に際し、経済産業省令の定めるところにより申出をしたときは、予納額に返還すべき額に相当する金額を加算することをもって当該返還に代えるものとする（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律15条2項）とされている。そして、当該申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則40条3項）とされている。

そうすると、手数料の返還を予納額への加算でもって行う場合とは、納付者から当該手数料の返還の請求に際し所定の申出を受けたときに限られることになる。このため、上記のとおり請求も申出もなく手数料を返還していることについて処分たる審査庁に照会したところ、要旨、本件のように特許法18条の2の規定により不適法却下された手続は最初からなかったものとみなしているため、手数料が予納額から納付されている場合は予納額への加算により返還している、また、予納額への加算と直接の返還とは実質的に同等とも考えられ、予納制度利用者の利便性向上に資し、処分庁の事務の簡素化に資することから、そのような取扱いをしているとのことであった。

しかし、特許法18条の2の規定により不適法な手続として却下処分となった手続を最初からなかったものとみなす規定はなく、同じく却下処分となった手続でも予納額からの納付以外の方法で納付された手数料の返還は納付者の請求を要するとしていることと整合しない。予納額から納付された手数料の当該予納額への加算による返還は、返還すべき先と額が特定されているから、納付者、処分庁双方にとって簡便なものであるが、処分庁が現在の取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに特許法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に根拠を有するものとなるよう、検討する必要がある。

#### イ 手数料の返還を請求することができる期間について

本件では、手数料が納付されたのは令和3年4月28日付け（国内書面）、当該手数料が返還される旨を本件却下処分の通知書で案内したのは令和4年5月10日付け、それが返還されたのは、同日であり、返還を案内し実際に返還したのは手数料を納付した日から既に1年以上経過していることになる。

過誤納の手数料の返還は原則として納付した日から1年を経過した後は請求することができない（特許法195条12項）ことと、上記のような不整合（もっとも、本件の場合、そもそも請求を求めることなく返還の案内と同時に返還している。）は、既に令和4年度答申第56号（過誤納の特許料の返還については同第2号）において、仮に処分庁が現在の取扱いを相当であると考えているのであ

れば、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要があると付言している。処分庁によれば、現在、庁内で具体的対応を検討中であるとのことであるが、最初に付言してから既に1年を経過している。

したがって、処分庁は、上記アの検討も含め速やかに検討を終えて、過誤納の特許料及び手数料の返還に係る取扱全般に関し、一元的に改善措置を講ずる必要がある。

(令和5年度答申第7号)

## ②【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

ア 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の制度は、労働災害によって失われた労働者の稼得能力を適正に評価し、これに基づいた保険給付を行うことによって、労働基準法上の使用者の補償責任を担保するものである（労働基準法76条1項、84条1項）から、労働災害によって失われた稼得能力は、その当時、当該労働者に支払われていた賃金額によって評価するのが相当であると解される。労災保険法が休業補償給付の額は労働基準法12条の平均賃金に相当する額である給付基礎日額を用いて算定すると規定し（8条1項）、労働基準法が平均賃金は算定事由発生日以前3か月間に労働者に支払われた賃金額（以下「算定事由発生時の支払賃金額」という。）を用いて算定すると規定している（12条1項から6項まで）のは、上記の解釈を前提としたものといえることができる。

イ 労働基準法は、算定事由発生時の支払賃金額が不明な場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによると規定している（12条8項）が、この規定は、上記アの解釈を前提とすれば、この場合の平均賃金については、算定事由発生時の支払賃金額が明らかであったならば算定されたであろう額に近似する額の算定ができる方法により算定すべきことを厚生労働大臣に委任したものと解するのが相当である。この委任を受けて発出された昭和50年9月23日付け基発第556号労働省労働基準局長通達「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」が、労働者が最終事業場を離職している場合における平均賃金について、離職時の支払賃金額を基礎とし、算定事由発生日までの賃金水準の上昇を考慮して算定すると定め、また、昭和51年2月14日付け基発第193号労働省労働基準局長通達「業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金額が不明な場合の平均賃金の算定について」が、離職時の支払賃金額が不明な場合について、算定事由発生日を起算点とし、算定事由発生日に最終事業場で業務に従事した同種労働者の一人平均の賃金額により推算するなどの方法により推算した金額を基礎として平均賃金を算定すると定めているのは、上記委任の趣旨を具体化したものといえることができる。

ウ そうすると、離職時の支払賃金額が不明な場合において、離職時の標準報酬月額が明らかであるときは、当該離職時の標準報酬月額を用いて平均賃金を算定し

て差し支えないと定めている平成22年4月12日付け基監発0412第1号厚生労働省労働基準局監督課長通達「業務上疾病にかかった労働者の離職時の標準報酬月額等が明らかである場合の平均賃金の算定について」（以下「0412第1号通達」という。）も、上記イの委任の趣旨を具体化したものと解するのが相当である。

ところで、厚生年金保険においては、健康保険と比較して、標準報酬月額の等級区分の範囲を狭くし、最高等級の標準報酬月額を低く設定しているため、厚生年金保険の標準報酬月額が最高等級を適用されている労働者については、健康保険の標準報酬月額が厚生年金保険の標準報酬月額を上回っている可能性がある。

したがって、厚生年金保険の標準報酬月額が最高等級を適用されている労働者について、0412第1号通達に従って平均賃金を算定する場合には、健康保険の標準報酬月額についても調査する必要があり、健康保険の標準報酬月額が厚生年金保険の標準報酬月額を上回っているときは、平均賃金は、当該労働者の離職時の支払賃金額に近似している健康保険の標準報酬月額を用いて算定すべきであり、そうでなければ、上記イの委任の趣旨に反するというべきである。

エ しかし、0412第1号通達においては、標準報酬月額を確認する資料として、厚生年金保険の標準報酬月額に関する資料（被保険者記録照会回答票又はねんきん定期便）のみが記載され、健康保険の標準報酬月額に関する資料（健康保険資格証明書）は記載されていない。また、0412第1号通達を受けて発出された平成25年4月15日付け厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準監察監督官事務連絡「賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録がない申請者に対する教示について」においても、申請者に提出を教示すべき資料として、厚生年金保険の標準報酬月額に関する資料（被保険者記録照会回答票又はねんきん定期便）のみが記載され、健康保険の標準報酬月額に関する資料（健康保険資格証明書）は記載されていない。

本件のように、厚生年金保険の標準報酬月額が最高等級を適用されている労働者について、0412第1号通達に従って平均賃金を算定する場合には、上記ウのとおり、健康保険の標準報酬月額についても調査し、どちらの標準報酬月額を用いて平均賃金を算定するのが相当であるかについて検討する必要があるが、上記のとおり、0412第1号通達及び上記の事務連絡において、健康保険の標準報酬月額に関する資料が記載されていないため、労働局又は労働基準監督署の現場においては、上記の調査検討をしていないようである。しかし、このような運用は、上記イ及びウで検討した労働基準法12条8項の委任の趣旨に反するというべきである。審査庁においては、関係の通達、事務連絡等の見直しを早急にすべきである。

（令和5年度答申第21号）

### ③【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係

### る審査請求事案】

外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの対象者は、該当する傷病別アフターケア実施要綱（以下「実施要綱」という。）の構成上、その「対象者」欄だけでなく、「趣旨」欄も併せ読まないと分からない。

他方、令和4年12月から厚生労働省のウェブサイトに掲載されている「アフターケア制度のご案内」と題する被災労働者向けのパンフレットの当該アフターケアの項目をみると、その「対象者」欄の記述は、従前のパンフレットの、当該アフターケアに係る実施要綱の「対象者」欄どおりの記述とは異なり、当審査会の理解するところの三つの要件（「RSD又はカウザルギーによる激しい疼痛があること」、「労災保険法による傷害等級第12級以上の障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）」及び「医学的に早期のアフターケアの実施が必要であるとみとめられること」）に沿ったものに変更されたことは、当審査会の令和4年度答申第79号の第3の3（3）で指摘したとおりである。

当該答申では、当該アフターケアに係る実施要綱の「対象者」欄の記述を、パンフレットの「対象者」欄の記述と同様の三つの要件に改めることを検討する必要があると付言しており、その後の検討状況を審査庁に照会したところ、実施要綱については、現在、記述内容も含め改正を検討しているとのことであった。審査庁は、変更後のパンフレットの「対象者」欄の記述と同じくすることで被災労働者にとって分かりやすいものとなるよう、実施要綱を早期に改める必要がある。

（令和5年度答申第22号）

### ④【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

令和2年8月21日付け基発第0821第1号厚生労働省労働基準局長通達「雇用保険法等の一部を改正する法律等の施行について（労働者災害補償保険法関係部分）」（以下「令和2年改正法施行通達」という。）により平成19年4月23日付け基発第0423002号厚生労働省労働基準局長通達「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（以下「アフターケア実施要領制定通達」という。）についても読替運用がされていると考えられるが、令和2年改正法施行通達が「複数業務要因災害による疾病の範囲は、新労災則（注：令和2年厚生労働省令第141号による改正後の労働者災害補償保険法施行規則）第18条の3の6により、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表1の2第8号及び第9号に掲げる疾病（以下「脳・心臓疾患、精神障害」という。）及びその他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病としており、現時点においては、脳・心臓疾患、精神障害が想定されている。」と定めている（記第1の2の(3)のウ）ため、アフターケア実施要領制定通達のどの部分を読み替えるのかが明らかではない。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、アフターケア実施要領制定通達の読替部分

について照会をしたところ、審査庁は、令和2年改正法施行通達の上記定め（記第1の2の(3)のウ）と同様、「対象傷病のうち、脳・心臓疾患及び精神疾患に係るものについて読み替えることが想定されています。」との一般的な回答をするだけであったため、当審査会は、審査庁に対し、再度、読替え後のアフターケア実施要領制定通達について、具体的な読替箇所を見え消しで特定するように求めたが、審査庁は、「個別にどの部分を読み替えるかということは特段通達等に定めておらず、全体的に読み替えを行うという整理を行っている」との再回答をし、当審査会の求めに応じることがなかった。この再回答は、最初の回答と矛盾し、令和2年改正法施行通達の上記定め（記第1の2の(3)のウ）と整合しないものである。審査庁は、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に複数業務要因災害が追加されたことによる関係通達等の読替えを真剣に検討していないといわざるを得ない。

以上のとおり、審査庁に照会をしても、アフターケア実施要領制定通達の見替部分（注）が明らかにならないため、本答申では、傷病別アフターケア実施要綱の第13及び第17については、見替えがないものとして関係の定めを引用している。

本件審査請求は、複数業務要因災害に係るものではないから、労災保険法に複数業務要因災害が追加されたことによるアフターケア実施要領制定通達の見替部分（注）が明らかでなくても、その当否の判断をすることはできるが、見替部分（注）が明らかでなければ、アフターケア実施要領制定通達を正確に引用することができない。また、その見替部分（注）が明らかでなければ、複数業務要因災害に関して健康管理手帳の交付申請を受け付けた所轄労働局長としては、交付又は不交付の判断をすることが困難であるといわざるを得ない。

審査庁においては、当審査会及び都道府県労働局長に対し、読替え後のアフターケア実施要領制定通達の内容を速やかに提示されたい（なお、当審査会が審査庁から追加提出を受けた「アフターケア制度のご案内」と題するパンフレットによれば、20種類あるアフターケアの対象傷病（「対象傷病コード」別では、31種類の対象傷病）のうち、「業務災害」に「複数事業要因災害」が含まれることが明記されているのは、「精神障害」（対象傷病コード：17）のみである。）。

（令和5年度答申第49号）

#### ⑤【改定確定保険料決定等に係る審査請求事案】

処分庁は、本件先行処分及び本件後行処分について、それぞれ改定確定保険料決定通知書をもって、審査請求人に通知している。そして、上記の各通知書には、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第20条の規定に基づき確定保険料の額を下記のとおり改定したので通知します。」と記載されているが、改定確定保険料の額を記載する欄はない。処分の名宛人が、上記の各通知書によって改定確定保険料の額を知るためには、上記の各通知書の「①確定保険料の額」に「⑨追徴額」を加算し又は「⑩還付額」を控除して自ら計算しなければならないが、このような計算

方法によって改定確定保険料の額が算出できることも、上記の各通知書には記載されていない。そうすると、処分の名宛人が上記の各通知書をもって改定確定保険料の額を把握することは容易でない。仮に、この通知書を受け取る処分の名宛人にとって、追徴額又は還付額がいくらなのかが関心事項であるとしても、改定確定保険料の額が示されてこそ、改定前の確定保険料の額との差（追徴額又は還付額）を正しく認識できることになる。

処分を行う場合には、当該処分の内容を処分の名宛人にとってわかりやすく、誤解の生じないよう端的に伝えるべきである。審査庁は、改定確定保険料決定通知書の様式（メリット制事務処理手引）を見直して、改定確定保険料の額の欄を設ける必要がある。

（令和5年度答申第52号）

#### （6）制度の周知に関するもの（1件）

##### 【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

訓練受講日数の算定の仕方につき、実施日の訓練の一部（2分の1以上）のみ受講した日がある場合は当該一部受講日の日数に2分の1を乗じた日数（端数は切り捨てる。）を加えたものを受講日数とする旨の規定につき、審査請求人は「端数を切り捨てる」との説明がなかったとの旨主張しているのであるが、本件の「支援制度確認票」「訓練受講の確認事項」の記載内容だけでは「端数を切り捨てる」についての理解が容易にできるとは思えず、よりわかりやすく説明すべく改善が求められる。

（令和5年度答申第35号）

#### （7）その他個別行政法の運用に関するもの（6件）

##### ①【文化芸術振興費補助金の額の確定処分等に係る審査請求事案】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）14条前段によれば、補助事業者は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。諮問に当たり当審査会に提出された審査請求人の実績報告は抜粋であったので、審査庁に対し文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱（令和3年4月20日文化庁長官決定。以下「本件交付要綱」という。）様式8による補助金実績報告書及びその添付書類の提出を求めたところ、本件補助金実績報告書一式が提出された。その際、審査庁は、本件交付要綱様式8の補助金実績報告書は、申請システム上、書類審査等により交付すべきと認められた補助金額が自動的に記載される仕様となっている旨説明する。そうすると、補助金実績報告書の精算額は、申請システム上、補助事業者が実績報告としてデータ入力した金額及び証拠書類を基に、本件事務局による書類審査を経たものが記載されることになり、その額は交付すべき額となることになる。確かに、当審査会に提出さ

れた本件補助金実績報告書に記載の精算額（334万5000円）と、本件確定処分  
の通知書に記載の確定額とは同額となっていた。

こうした本件補助金実績報告書の作成手順は、本件補助金の大量の申請を迅速に  
処理する必要があったとされる状況下で行われたと考えられるが、上記のとおり、  
補助金等適正化法14条前段は、補助事業者が補助金実績報告書を作成し提出する  
ことを求めているのである。

また、当審査会に提出された本件補助金実績報告書の日付（令和3年12月31  
日）と諮問説明書で説明する実績報告のあったとする日付（令和4年1月9日）と  
が異なることから、審査庁に照会したところ、申請システムに収支報告書等の実績  
報告が実際に提出された日が同日（諮問説明書記載の日付）であり、本件交付要綱  
様式8の補助金実績報告書には、申請システム上、補助対象期間の最終日の日付（令  
和3年12月31日）が自動的に入力される仕組みとなっているとのことであった。  
しかし、本件交付要綱上、様式8による補助金実績報告書を提出すべき日は、補助  
事業完了の日から30日以内又は令和4年1月10日のいずれか早い日まで（14  
条1項）であって、補助対象期間の末日（令和3年12月31日）ではない。

したがって、今後、処分庁は、本件補助金の場合のように、申請システムを通じ  
て、補助事業者から補助金等適正化法14条前段の実績報告を受けることとする場  
合は、補助事業者が入力した精算額及び不用額と補助事業者が実際に入力した日が  
補助金実績報告書に記載されるように、事務処理の手順を改善する必要がある。

（令和5年度答申第57号）

※ 同様の付言をした答申として、令和5年度答申第58号及び第64号がある。

## ②【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係 る審査請求事案】

本件申請書及び審査請求人の傷病に係る障害補償給付支給請求書は、令和3年3  
月29日、本件労基署長に郵送で提出されたところ、本件申請書を処分庁が本件労  
基署長から受け取ったのは、本件障害補償給付支給決定（同年7月5日付け）後の  
同月7日であった。

本件労基署長が、本件申請書を処分庁に3か月以上送付しなかった理由を、審査  
庁を通じて本件労基署長に照会したところ、アフターケアの対象者の要件に該当す  
るか否かを判断する上での医学的意見等の収集及び該当する障害等級を確認した  
後としたためとのことであり、さらに、アフターケアに係る健康管理手帳交付申請  
書が各労働基準監督署長に提出された場合の取扱いを審査庁に照会したところ、定  
めや運用上の取り決めはないとのことであった。

上記の両申請は同じく申請者（審査請求人）の傷病に関わるものであり、本件労  
基署長が、本件申請書のみを提出先誤りとして申請者に返戻するのではなく、自ら  
処分庁に送付することで、申請者との関係において両申請を一元的に取り扱ったこ  
とは、行政サービスの一つとして考え得る。しかし、アフターケアに係る健康管理

手帳の交付は処分庁（A労働局長）の権限であって、本件労基署長が本件申請書を留め置いた理由として主張する上記の収集や確認はそもそも処分庁がすべき事務である。したがって、本件申請書を受け取った本件労基署長は、速やかに、申請者に本来の提出先（処分庁）に送付する旨伝えた上で処分庁に送付し、処分庁がまずは本件申請につき形式上の要件の確認に着手（行政手続法7条参照）できるようにすべきであった（なお、処分庁は本件申請の受付日を本件申請書が本件労基署長に提出された日としている。）。今後、審査庁は、本来の提出先ではない機関でアフターケアに係る健康管理手帳交付申請書が留め置かれることのないよう改善を図るべきである。

（令和5年度答申第4号）

### ③【家畜伝染病予防法58条に基づく手当金及び特別手当金の一部不交付決定に係る審査請求事案】

#### ア 減ずる額の算出について

処分庁たる審査庁に手当金及び特別手当金を減ずる額の算出方法を照会したところ、動物及び物品ごとに、手当金及び特別手当金の減額前の交付額を合算した上で1.5割の減額割合を乗じて算出し、端数は小数点以下を切り上げて処理するとのことであった。しかし、手当金と特別手当金は根拠条項が異なるから、手当金と特別手当金の減額前の額を合算した上で、減額率を乗じて減じる額を算出することは適切ではない。処分庁は、今後、算出方法を改める必要がある。

#### イ 本件各決定に係る通知事項について

##### （ア）交付額について

本件通知書の「1 交付額」の欄には、動物及び物品ごとに、交付額として、手当金及び特別手当金の別なく一括して額が記載されている。そのように記載した理由を処分庁たる審査庁に照会したところ、申請書には手当金と特別手当金が記載されており、申請者の既知の事実であるためとのことであった。しかし、手当金と特別手当金は根拠条項が異なるし、申請書に記載の手当金等の額は飽くまで申請した額であって交付する額ではない。処分庁は、今後、動物及び物品ごとに、手当金と特別手当金を区分して、それぞれ交付額を記載する必要がある。

##### （イ）減ずる額について

同じく「2 減額の割合及び理由」欄の「（1）減額割合」の項には、手当金及び特別手当金を1.5割減額する旨とともに、減ずる額が、動物及び物品の別なく、かつ、手当金及び特別手当金の別なく、一括して記載されている。しかし、手当金と特別手当金は、交付対象によって交付する根拠条項号が異なるし、減額して交付することができる根拠条項も異なる。処分庁は、今後、減ずる額は、動物及び物品ごとに、手当金と特別手当金を区分して記載する必要がある。

(ウ) 評価額について

交付額は、家畜伝染病予防法58条1項及び2項で、患畜等となる前の当該家畜等の評価額に対する割合（5分の4等）で定められているから、交付額とともに評価額を通知しないと、処分の名宛人は交付額の適正性を判断することができないが、本件通知書には評価額は記載されていない（処分庁たる審査庁に評価額の決定日を照会したところ、令和4年3月8日付け（本件各決定と同日付け）であるとのことであった。なお、申請額は記載されており、評価額と一致している。）。処分庁は、今後、申請のあった動物及び物品に係る評価額についても記載する必要がある。

(エ) 減額対象者の別について

家畜伝染病予防法施行規則（以下「家伝法施行規則」という。）60条1項は、減額対象者を1号と2号に区分しているところ、本件通知書には、それらのいずれに該当するか記載されていない。処分庁たる審査庁に理由を照会したところ、いずれに該当するにしても、減額対象者は家畜の所有者であり、減額割合も変わらないため、その別を明示していないとのことであった。しかし、減額して交付する処分であるにもかかわらず、どの減額対象者に該当するから減額したのかを明示しないのは適切ではない。処分庁は、今後、いずれの減額対象者に該当したのかを明示する必要がある。

ウ 都道府県の調査について

処分庁の事実認定は、県の調査を基にしている。そこで、処分庁たる審査庁に、県に対して、どのようにして調査の様式、調査方法等を示しているのか照会したところ、豚熱等の発生の都度、メールで都道府県に調査票の提出を依頼し、調査方法は示していないが、平時の飼養衛生管理状況を踏まえて作成するよう依頼している、調査票の項目は一部を除き豚及びいのししの飼養衛生管理基準（以下「管理基準」という。）と同一で、その遵守・不遵守は手引きに基づき判断されているとのことであった。さらに、県の調査について、現地又は書面調査等の調査方法、実施日、担当者の所属等を審査庁に照会したところ、県に確認してようやく把握し回答があったという状況であった。

そうすると、審査請求人の管理基準の遵守状況を把握するために不可欠の調査であるにもかかわらず、処分庁は、平時の管理状況の把握方法等の具体的な調査方法を示しておらず、調査の実施日ですら把握していないことになる。処分庁は、今後、都道府県に対し、調査に関して、豚熱等の発生の都度ではなく、あらかじめ、平時の管理状況の把握方法等の具体的な調査方法を示しておくとともに、実際に調査を依頼する際は、調査結果だけでなく、調査実施日、調査方法、調査担当者等の調査の実施状況を併せて報告するよう求める必要がある。

（令和5年度答申第45号）

④【改定確定保険料決定等に係る審査請求事案】

本件取消処分は、本件労基署労災課長を通じて口頭（電話）でされた。審査庁に対して、口頭で処分すべき特段の理由があったのか照会したところ、本件先行処分（労働保険料を減額改定する改定確定保険料決定）が誤っていたことから、その誤りを訂正するために、別途書面にて新たな処分（本件後行処分（本件先行処分を取り消した上で行われた労働保険料を増額改定する改定確定保険料決定））を行うため、本件先行処分の効力を取り消すために行ったものであり、いわば、本件後行処分の前段階として行ったものである、本件取消処分が審査請求人に新たな不利益を課すものではなく、（その後）新たな行政処分が実施されないことは想定されないため、口頭により行ったとのことであった。

また、本件取消処分を口頭で行った状況を示す資料の提出を審査庁に求めて提出された資料によれば、令和4年1月17日、本件労基署労災課長が審査請求人の支払担当者に対し、電話で、本件被災労働者の名前を告げて、労働基準監督署の調査の結果、本件被災労働者が審査請求人の現場で負傷したものと認められることが判明したことから、（令和3年）12月に支払済みの有期メリット還付金の回収と保険給付が増えたことによるメリット追徴金が発生することを伝えたことがうかがえる。

本件適用対象事業に係る労働保険料に関する一連の手続が書面で行われる一方、本件取消処分（本件先行処分の取消処分）が口頭でされたことについては、取消対象の本件先行処分により生じた還付金の支払手続を直ちに停止させるためならまだしも、本件取消処分の時点では還付金は既に支払われていたし、その後にはされた本件後行処分は、本件取消処分とあまり間を置かずにされた（本件取消処分（令和4年1月17日）から約3週間後の同年2月10日付け）のであるから、書面の作成、発出によらずに、口頭で本件取消処分をすべき特段の理由があったとしようかえれない。

また、口頭により伝えられた内容が上記の資料のとおりだとすれば、書面による処分に比べて、処分権者、処分の根拠法、処分の内容等の項目について明確性に欠ける点があることは否めない。さらに、本件取消処分に対する審査請求の機会を奪われかねない事態が生じており、書面で本件取消処分が行われていれば、行政不服審査法の規定に則り審査請求の教示がなされ、そうした事態は回避されたといえる。

審査庁は、本件取消処分は、いわば、本件後行処分の前段階として行ったものであり、新たな不利益を課すものではないというが、既に行われた処分を取り消す処分であることに変わりはなく、審査庁の主張に本件取消処分を口頭で行うべき特段の理由は見だし難い。

したがって、今後、改定確定保険料決定の取消処分を行う場合には、口頭で行うべき特段の理由があるのであれば別として、書面の作成、発出により行うことが望ましい。また、口頭で行うこととなる場合には、処分内容等を処分の受け手に明確に伝え、先に行った改定確定保険料決定を取り消す処分であることがわかるよう十分に留意することが求められる。こうしたことについて、審査庁は、各労働局に周

知する必要がある。

(令和5年度答申第52号)

## 2 準付言

### (1) 審査請求の審理期間に関するもの(57件)

#### 【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月半、②反論書の受付から審理員意見書の提出までに約6か月、③審理員意見書の提出から諮問までに約2か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年の期間を要している。しかし、上記①から③までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記②の手続については、反論書が新たな主張や証拠を提出したものではない(反論書には、反論は「審査請求書の理由と同じ」、証拠は「審査請求書に添付済」と記載されているだけである。)ことを踏まえると、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(令和5年度答申第21号)

※ 同様の準付言をした答申として、令和5年度答申第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第20号、第22号、第23号、第26号、第27号、第29号、第32号、第34号、第38号、第40号、第41号、第42号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第66号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第77号及び第78号がある。

### (2) 審査庁における審理の在り方に関するもの(8件)

#### ①【はり師及びきゅう師再免許申請棄却処分に係る審査請求事案】

審理手続についてみると、審理員は、処分庁が令和5年5月10日に弁明書及び資料を提出した際、再免許申請書類一式及び本件各取消処分に係る命令書を提出しなかったにもかかわらず、処分庁が同年8月28日に上記資料を提出するまで、処分庁に対し、その提出を求めた形跡が見られなかった。審査庁にその理由を照会したところ、審理員は、審理員意見書を作成する上で上記資料を確認する必要があると判断し、口頭で提出を求めるに至ったとのことであった。しかし、再免許申請書類一式により申請の内容を把握し、本件各取消処分に係る命令書により申請に至る経緯を把握することは、申請に対する拒否処分である本件各処分の適法性及び妥当性を判断する前提となるものであるから、審理員は、弁明書の提出を受けた時点で上記資料が添付されていなかったのであれば、速やかにその提出を求め、上記資料

の内容を確認して、その後の審理を適切に進めるべきであった。審理員は、今後、審理の進め方を改善する必要がある。また、審査庁は、審理員となることが見込まれる職員に対し、定期的に研修を行うなどして、審理手続が適切に進められることを確保する必要がある。

(令和5年度答申第53号)

※ 同様の準付言をした答申として、令和5年度答申第50号及び第56号がある。

## ②【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件審査請求につき、審査庁（審理員）は、審査請求人はせき髄損傷に係るアフターケアの対象者に該当しないと判断しているところ、その判断については、諮問説明書及び審理員意見書で、以下の順序で説明している。

(ア) 障害等級第3級以上の要件を満たさない。

(イ) 本件労災協力医の「アフターケアの必要性は認めない。」との意見を引用

(ウ) 本件労災協力医の意見を基に、処分庁が、審査請求人はせき髄損傷者とは認められないとした判断は不合理とはいえない。

しかし、傷病別アフターケア実施要綱は、せき髄損傷に係るアフターケアの対象者について、「業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者」という要件（以下「要件①」という。）を示した上で、これを満たした者について「第3級以上の障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）」という要件（以下「要件②」という。）を示し、次に、アフターケアの必要性に関し、要件①及び要件②を満たした者のうち「医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者」という要件（以下「要件③」という。）を満たすことが必要であると定めているから、これに即して判断しなければならないのは当然であり、判断すべき順序としては、まず、せき髄損傷者であるかどうかを認定した上で、これに該当すれば、障害等級の程度によって、アフターケアの必要性を判断することになる。処分庁もこのような順序で判断している。

審査請求を、障害等級の程度という一見して明らかな項目を用いて最初に判断するのは最も容易ではあるが、それでは、傷病ごとにそれぞれ定められる要件に則して判断したことにはならず、ひいては、傷病ごとに要件を定めてアフターケアを実施しようとするアフターケア制度を自ら否定することになりかねない。審査庁（審理員）は、傷病別アフターケア実施要綱の対象者の要件に則して本件審査請求を判断すべきであった。今後、審査庁（審理員）は改善をする必要がある。

(令和5年度答申第4号)

## ③【特定商取引に関する法律7条1項に基づく指示に係る審査請求事案】

一件記録によれば、審理員は、令和5年3月28日に審理手続を一旦終結したが、同年4月10日に審理手続を再開し、同年5月11日に審理手続を再度終結してい

る。このような経緯になった理由について、審査庁は、本件業務停止命令に係る審査請求について却下裁決をするに当たり、審査請求の利益の有無が争点となることから、手続保障の観点から、当事者双方に対して当該争点に係る質問をし、回答を求めたためであると説明している。しかし、本件業務停止命令に係る業務の停止期間は、令和4年5月27日から令和5年2月26日までであったから、審理員としては、同月末に上記の質問をすることにより、同年3月末には審理手続を終結することができたはずである。したがって、本件における審理手続の終結が上記のような経緯になったのは、審理員が、業務の停止期間の経過により本件業務停止命令に係る審査請求は審査請求の利益を欠き不適法になるということを看過して、漫然と審理手続を終結してしまったためである。審理員においては、今後、このようなことがないように留意されたい。

(令和5年度答申第31号)

#### ④【家畜伝染病予防法58条に基づく手当金及び特別手当金の一部不交付決定に係る審査請求事案】

##### ア 事件の進行管理について

審査請求人から提出された書面に受付印等の受付日の表示がないことから、審査庁に受付日や事件の進行管理の方法を照会したところ、受付印を押すことなく、書面に記載の日付で進行管理をしているとのことであった。

しかし、審査請求人の書面は審査庁に到達した日で管理すべき（郵送による審査請求書の提出（行政不服審査法18条3項）を除く。）であり、また、審査請求事件の進行管理を行う者にとっても処理に実際に要した期間を把握できないと適切に進行管理ができない。審査庁は、今後、書面を受け付けた日を記録し、事件の進行管理を適切に行えるように改善すべきである。

##### イ 口頭意見陳述について

審理員の指名から弁明書の提出の求めまでに4か月半を要していることから、審査庁に理由を照会したところ、審査請求の理由の補充がされた時点で、審査請求人から口頭意見陳述の意向が示されていたので、同陳述の実施を優先し、その実施後は他業務を最優先で対応すべき状況となったため弁明書の提出の求めが遅滞したとのことであった。

口頭意見陳述の申出はないがしろにされてはならないし、同陳述の期日は審理員が指定するものとされ（行政不服審査法31条2項）、その指定を制約する規定は見当たらないが、特段の必要があれば別として、同陳述は、処分庁から弁明書が提出され、これに対して審査請求人から反論書が提出された後に行われることで、実効性あるものになるといえる。実際、本件の争点である事実認定について、審査請求人は、審査請求の理由の補充で、事実認定は疫学調査を前提としていると思われるとした上で縷々主張し、口頭意見陳述でも、事実認定は疫学調査を基にしているとの前提で主張している旨述べるが、その場で質問権を行使（疫学調

査だけを基にしているのか) した結果、県の調査を基に疫学調査も踏まえていること、県の調査結果の開示は行政機関の保有する情報の公開に関する法律により対応する旨の処分庁の回答を得て、初めて県の調査を基に事実認定がされていることを認識する事態が生じており、上記の審理手続における一連の手順を経た後に口頭意見陳述を実施した方が、審査請求人に対しより適切に主張の機会を付与したことになるのは明らかである。

審理員は、今後、口頭意見陳述の期日を適切に指定する必要がある。また、審査庁は、行政不服審査法17条の審理員候補者名簿に掲載されている者その他の農林水産省の職員であって審理員となることが想定される者に対し、定期的に研修を実施するなどして、口頭意見陳述の期日の指定が適切に行われることを確保する必要がある。

(令和5年度答申第45号)

#### ⑤【社会復帰促進等事業としての振動障害者社会復帰援護金不支給決定等に係る審査請求事案】

審査庁は、本件諮問に係る補正前の諮問説明書によれば、本件審査請求の対象を「夫の支給申請に係る社会復帰援護金の不支給決定(夫に対する不支給決定)」及び「審査請求人の支給請求に係る未支給の社会復帰援護金の不支給決定(本件不支給決定)」と捉えている(本件諮問に係る補正後の諮問説明書でも、同様である。)

しかし、審査請求書の記載によれば、審査請求人は、本件不支給決定を本件審査請求の対象としていると解するのが相当である。そこで、当審査会が、審査請求人に対し、そのように理解してよいかと照会したところ、審査請求人から、そのような理解で差し支えないとの回答があった。

したがって、本件審査請求の対象は本件不支給決定と捉えるべきであって、夫に対する不支給決定は本件審査請求の対象ではないから、審査庁は、本件審査請求の対象を正解していない。

本件では、上記のとおり、本件審査請求の対象は本件不支給決定と捉えるべきであるにもかかわらず、審理員意見書及び前回諮問に係る諮問説明書は、本件審査請求の対象を夫に対する不支給決定と捉えていた。そこで、当審査会が、審査庁に対し、本件審査請求の対象の捉え方に問題があることを指摘したところ、審査庁は、改めて調査及び検討を行うとして前回諮問を取り下げた。したがって、審査庁としては、まずは、審査請求人に対し、どの処分を本件審査請求の対象としているかについて照会・確認をすべきであったにもかかわらず、審査庁は、その照会・確認をしていない。そのため、本件では、本来であればする必要のない法的検討に時間を費やし、再度の諮問(本件諮問)をするのが大幅に遅れることになったといわざるを得ない。

審理員意見書及び前回諮問に係る諮問説明書の内容は、処分庁の弁明書の内容と同じであるから、審理員及び審査庁が本件審査請求の対象を夫に対する不支給決定

と捉えたのは、審理員及び審査庁が処分庁の弁明書に依存して本件の調査検討をしたことにそもそもの原因があると考えられる。審理員及び審査庁においては、このような調査検討の在り方を見直す必要がある。

(令和5年度答申第46号)

**⑥【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】**

審理員は、審査請求人が、弁明書に添付の災害調査復命書の記述や危険予知活動表とは異なり、同活動表を添付した反論書で具体的に日付を記して、同活動表で重機の危険性を指摘している旨主張しているにも関わらず、これを検証することなく、災害調査復命書の記述のとおり同活動表には重機との接触に関する記述は含まれていない旨認定している。今後、審理員は、反論書で主張のあった事項を十分検証して審理手続を進める必要がある。

(令和5年度答申第61号)

**(3) 審査庁からの諮問に係る手続に関するもの(3件)**

**①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】**

本件決定書(本件障害補償給付支給決定に係る審査請求に対する決定書)は、本件審査請求書に「労働保険審査請求を行っており」との記載があったことから、その後の状況を当審査会が審査庁に照会して初めて提出されたものである。本件不交付決定に係る他の処分の帰結に関する資料は、諮問当初から提出されるべきであるし、その帰結に関して諮問説明書で言及されるべきであった。今後、審査庁は改善をする必要がある。

(令和5年度答申第4号)

**②【特定商取引に関する法律66条1項に基づく報告の徴収に係る審査請求事案】**

上記の補正書(審査請求書の補正書)は本件諮問時に提出されておらず、補正の経緯も諮問説明書に記載されていなかったため、審査請求書の補正が行われていたことは明らかにされていなかった。今後、審査庁は、諮問に当たり、審査請求に関する手続の状況を漏れなく提示(提出)して諮問に至る経緯を明らかにすることで、自らその経緯を確認するとともに、当審査会が検証できるようにすることが求められる。

(令和5年度答申第9号)

**③【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】**

本件申請に係る申請書の「⑦対象傷病コード」欄の「14」との記載の横には、丸で囲んだ「21」の数字を二重線で消した記載、同欄の下には「9/30申請者

訂正承認済」及び「末梢神経でも申請するとのこと」との記載があったことから、審査庁を通じて処分庁に照会したところ、審査請求人は、対象傷病コード14（外傷による末梢神経損傷）（本件申請）、同08（人工関節・人工骨頭置換）、同01（せき髄損傷）及び同21（頭頸部外傷症候群）の健康管理手帳の交付を申請しており、同21についてのみ同手帳を交付しているとして、本件申請を除く三つの申請に係る資料一式の提出があった。

このように、本件申請と同じ業務災害による傷病について、本件申請と同様に申請がされているのであれば、審査庁は、当審査会の照会を待つまでもなく、本件審査請求に関連する事項として、諮問説明書にその経緯を記載し、関係資料を添付することが求められる。

（令和5年度答申第22号）

#### （4）行政処分に要した期間に関するもの（3件）

##### ①【国内書面及び明細書等翻訳文の提出手続却下処分に係る審査請求事案】

本件期間徒過（本件国際特許出願について、明細書等翻訳文を国内書面提出期間までに提出することができなかったこと）後、本件提出手続及び回復理由書の受付（令和元年7月4日）から本件却下処分（令和4年3月16日付け）までに2年8か月以上を要しているところ、審査庁は、通常以上に期間を要したのは、新型コロナウイルス感染症の影響等による、①回復理由書提出案件の増加に伴う要処理案件の滞留、②本件面接の実施前後の検討、調整等の事情があったとするが、本件期間徒過に正当な理由があるかどうかの判断の遅滞は、後続の本件国際特許出願の実体審査、ひいては特許権の設定登録に至る期間に影響を与えるから、同感染症の影響下での面接の実施に検討、調整を要したとしても、本件却下処分までに長期間を要したといわざるを得ない。今後、処分庁は、回復理由書提出案件の進行管理を改善し、同案件を迅速に処理する必要がある。

（令和5年度答申第66号）

※ 同様の準付言をした答申として、令和5年度答申第72号がある。

##### ②【はり師及びきゅう師再免許申請棄却処分に係る審査請求事案】

本件審査請求の対象である本件各処分について、その処理に要した期間をみると、本件各申請（令和3年4月8日付け）から本件各処分（令和4年12月16日付け）までに約1年8か月となっている。審査庁を通じて処分庁にその理由を照会したところ、はり師及びきゅう師の再免許を受けたい旨の申立てに対する判断は、年1回程度で取りまとめて行っており、通常の特許申請よりも長期に時間を要するものである、当時と担当者が変わっていて詳細は不明であるが、本件各申請は令和3年4月に行われているものの、何らかの理由で令和3年度の回には間に合わず、令和4年度の回で対応することになったと思われるとのことであった。しかし、申請が事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないのであ

り（行政手続法7条）、複数の申請を一定期間保留し、一括して審査する取扱いは、それが合理的範囲内で行われている限りにおいて許容されると解されるのであって、年に1回程度審査するというのでは期間を要しすぎているというほかない。しかも、年度初めにされた本件各申請を当該年度ではなく翌年度の回で処理した結果、本件各処分までに約1年8か月もの期間を要したのであり、翌年度の回となった理由も分からないというのであるから、申請ごとの進行管理が行われていないといわざるを得ない。今後、処分庁は、再免許の申請について、近年の月ごとの件数を確認し、一括して審査する間隔を短縮する、申請ごとに審査する等の審査方法の見直しを検討するとともに、申請ごとの進行管理を的確に行う必要がある。

（令和5年度答申第53号）

#### （5）行政処分の理由付記に関するもの（1件）

##### 【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

健康管理手帳交付申請書によれば、申請者は、アフターケアの実施を必要とする傷病を「対象傷病コード」で特定することとされているが、自らの残存障害がどの「対象傷病コード」に該当するかの判断は必ずしも容易ではなく、申請者が「対象傷病コード」を誤記することもあり得ることを踏まえれば、処分庁が、本件交付申請書の「対象傷病コード」欄の記載に捕らわれずに、審査請求人の申請意思を推測して本件労災事故に即した対応をし、そのような対応をした理由についても本件不交付決定に係る通知書において説明したことは、妥当である。本件は、類似の健康管理手帳の交付申請の処理に当たり、参考とすることが推奨される。

（令和5年度答申第49号）

#### （6）制度の周知に関するもの（1件）

##### 【特定商取引に関する法律66条1項に基づく報告の徴収に係る審査請求事案】

審査請求書には、必要的記載事項である審査請求人の代表者の氏名及び住所並びに代理人の住所（行政不服審査法19条4項）の記載がなかったことから、審査庁に審査請求書の補正書の提出を求めたところ、当該記載の不備は補正されていたが、補正書には代理人の押印がされていた（審査請求書も同様）。審査請求書に押印を求めていた行政不服審査法施行令4条2項の規定は既に削除されており（押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号。同年2月15日施行）、負担軽減の観点から、審査庁は、少なくとも、補正命令の際には、審査請求書及び補正書への押印は不要であることを併せて示すことが望ましかったといえ、今後、審査請求に係る事前の案内の際も含めて、押印が不要であることを周知することが望まれる。

（令和5年度答申第9号）

## (7) 法令や通達等の見直しに関するもの（1件）

### 【特許料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

本件却下処分の通知書には、注書きとして「なお、過誤納の特許料は、納付した者の請求により返還します。ただし、処分の謄本の送達があった日から6月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。これは、過誤納の特許料の返還に係る特許法の関係規定とは異なる取扱いであり、当審査会の令和4年度答申第2号において、仮に処分庁がこの取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある旨付言している（なお、令和4年度答申第43号でも指摘しているが、上記答申第2号よりも前にされた処分についてであった。）。

審査庁を通じて処分庁にこの付言の対応状況を確認したところ、処分庁は、次のとおり回答した。①出願人等が行った不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、平成8年の特許法一部改正で同法18条の2（不適法な手続の却下）が設けられる前は、「不受理」という形で処分を行っていた。両処分とも、申請に形式的な瑕疵があることを理由に、実体について審理その他の行為をすることなく、その申請を拒否し却下する処分であり、その効果は異ならない。よって、不適法な手続として却下処分となった手続は最初からなかったものとして扱っている。②そうすると、同条により却下された手続に係る手数料、特許料等は、特許庁の不当利得に当たるため徴収すべきものではないと捉えられることから、過誤納の手数料等の返還規定（同法195条11項及び12項）を類推適用し、返還する運用をしている。その際、手続者が返還請求期限までに請求することが困難な場合に返還を一切認めないのは手続者にとって酷であると考えられるため、柔軟に返還請求を認めつつも、一定の制限（例えば、手続却下処分の謄本の送達が納付日の6月経過後にあったときは、当該送達のあった日から6月以内）を設けている。③その上で、(ア)同法18条の2創設時に、同条により却下された手続に係る手数料等の返還やその時期について明文規定を設けなかったこと、(イ)当該手数料等は、平成8年（同条創設時）以前から今日まで問題なく返還され、現行の運用が利用者に広く浸透していることを鑑みると、法改正については、もはや立法事実があるとはいえない。

しかし、申請の不受理と却下処分とでは、申請を受け付けるかどうかの点で全く異なるものである。行政手続法7条（申請に対する審査、応答）の規定が設けられた趣旨からして、申請が権限ある機関に到達したにもかかわらず、受け付けない取扱いは排除されるべきものであって、同条の規定は、特許法195条の3の規定により、同法又は同法に基づく命令の規定による処分については適用を除外されているものの、その趣旨は、当然に活かされるべきであるし、行政手続法の施行後の平成8年法律第68号により設けられた特許法18条の2において実現しているものといえる。

そして、申請がいったん受け付けられた以上は、特許法上、当該申請を不適法な

手続であって補正することができないとして特許法18条の2の規定により却下した場合に、当該申請を最初からなかったものとして扱うことは、特別の規定がない限り生じ得ないことになる。他方、特許料の追納手続に関してそのような規定は見当たらない。そうすると、特許料の追納手続は、その却下処分により当初からなかったことにはならないから、追納手続により納付された特許料は、誤って納付された特許料であることになり、同法111条2項及び3項（過誤納の特許料の返還）が適用されるとするのが自然な解釈である（なお、上記のとおり、本件却下処分の通知書にも、過誤納の特許料を返還する旨の記載がある。）。処分庁の取扱いは手続者に利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事実化していることがそれを正当化する理由にはならない。処分庁は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう、検討する必要がある。

加えて、処分庁から、令和5年度答申第7号の付言（1）で指摘したものと思われる点（予納により納付された不適法却下手続に係る手数料等の返還に関して）についても回答があったので、この際、言及することとすると、処分庁は、予納以外の方法で納付された手数料等の返還に際して返還請求を求めるのは、返還先を指定させるためであり、予納の場合は返還先が明らか（予納台帳）なのでその必要はなく、予納の場合に返還請求を求めることとするのは、①手続簡素化と相反し利用者に不利益となること、②方式審査便覧（特許庁の方式審査の基準・考え方をとりまとめ、方式審査の統一的運用及び出願人等に書類作成上の便宜を図ることを目的とし作成されたもの）で返還請求を要しない旨定め、既に周知されていることから、その必要性が乏しいし、さらに、返還請求を求めることとすると、大幅なシステム改修が必要となり多大なコストがかかることが想定され、実現困難であるから、返還請求を要さない旨の法制化及び返還請求を要す旨の運用変更に伴うシステム改修は困難であるとのことであった。

しかし、令和5年度答申第7号付言（1）で指摘したのは、特許関係法令上、手数料の返還を予納額への加算でもって行う場合とは、納付者から当該手数料の返還の請求に際し所定の申出を受けたときに限られるにもかかわらず（特許法195条11項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律15条2項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則40条3項）、手数料の納付者が返還請求及び当該申出をせずとも、予納額に加算することで返還する運用がされている点であり、処分庁が現行の取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに上記の2法律に根拠を有するものとなるよう検討する必要があるとしたものである。当該取扱いが利用者に利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事実化していることがそれを正当化する理由にはならない。処分庁は当該取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに上記の2法律に根拠を有するものとなるよう、検討する必要がある。

（令和5年度答申第72号）

## (8) その他個別行政法の運用に関するもの(2件)

### ①【特定商取引に関する法律66条1項に基づく報告の徴収に係る審査請求事案】

審査請求人は、設問の「営業報告書」は厳密な意義が不明であると主張するが、旧商法(平成17年法律第87号による改正前のもの)の「営業報告書」に代わり、会社法は「事業報告」の作成を株式会社に義務付けていることに鑑みれば、報告対象が不明確であるとはいえない。ただし、今後、処分庁は、法令に則した用語を用いることが求められる。

審査庁は、報告対象となる行政指導は、本件報告徴収が特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)66条に基づき同法違反の疑いをもって行われたものであり、記載例にも同法に違反する内容のみが列挙されていることを踏まえれば、同法に関するものであると理解できると主張する。そうであれば、報告徴収の相手方が報告に当たって戸惑うことのないよう、その旨明示しておくべきであった。今後、処分庁は、特定商取引法66条1項の報告徴収をする際には、改善する必要がある。

本件報告徴収の設問5の各小問は、それぞれ政令報告事項①ないし④(特定商取引に関する法律施行令17条1項の表の上欄中の「役務提供事業者」区分に対応する下欄の1号ないし4号)に含まれるところ、設問1ないし4は、それぞれ政令報告事項①ないし④に対応した設問であることがその標題からして明らかであるのに、設問5はそれらとは独立して設けられている。このため、設問5は政令報告事項①ないし④以外の事項、すなわち、法令に定める事項以外の事項の報告を求めているのではないかとの戸惑いが生じかねないといえる。今後、処分庁は、特定商取引法66条1項の報告徴収に際し、設問の区分を特定商取引法施行令17条1項各号に則したものとする、あるいは、設問(各小問)と同項各号との関係を明示するなどの改善をする必要がある。

(令和5年度答申第9号)

### ②【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

本件決定と同日付けで審査請求人に送付された、徴収金の納入告知書を送付する旨の文書には、その本文に遺族補償一時金等の「支給額の30%に相当する分」を負担する必要がある旨記載されているが、保険給付の種類ごとに徴収金の額等を記載した表中徴収金の額を記載する表頭には「徴収金の額(保険給付の額の40%)※円未満切り捨て」と記載されており、その割合に誤記がある(同表の徴収金の額は、保険給付の額の100分の30に相当する金額が記載されている)。処分庁は、今後、このような誤記をしないよう十分注意して、一連の徴収手続を行う必要がある。

(令和5年度答申第18号)